

項	旧（現 行）	新（改 正 案）	
	※改正項目・箇所を抜粋して記載する。 ○名称等の一括変更		
	該 当 項（現行計画）	変 更 前	変 更 後
	4, 8, 9, 10, 13, 14, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 38, 55, 56, 57	御嶽頂上山荘、御嶽剣ヶ峰山荘	（削除）
	4, 8, 9, 10, 13, 14, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 38	剣ヶ峰祈祷所	黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所
	4, 8, 9, 10, 13, 14, 55、56, 57	御嶽神社	
	4, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 38, 55, 56, 57	二ノ池本館	二ノ池山荘
	4, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 55, 56, 57	二ノ池新館	二の池ヒュッテ
	4, 5, 10, 11, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 39, 55, 57	おんたけ 2240 スキー場	Ontake2240 スキー場
	6	【表 6】	【表 5】 ※以下、一つずつ番号をずらす。
	7, 8, 9, 12, 16, 17, 30, 31, 37, 54, 61	山小屋	避難促進施設
	8, 9, 10, 12, 13, 14, 16, 17, 18	火口周辺警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報
	20, 21, 22, 23, 24	噴火警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報
	10, 16, 17	町道千本松線	町道鹿ノ瀬 2 号線
	11, 15	仙人橋	原生林遊歩道分岐点
	20, 21, 32, 33, 41	避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
	22, 23, 41	避難指示	避難指示（緊急）
	29, 30, 31	株式会社御嶽リゾート	株式会社王滝ツーリズム
	29, 32, 53	木曽地方事務所	木曽地域振興局
	29, 30, 31	木曽町観光協会、王滝観光総合事務所	一般社団法人木曽おんたけ観光局
	32, 33, 34	臨時の「火山の状況に関する解説情報」	「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等
	35	木曽町総務課	木曽町総務課危機管理室
	35	上松町総務課	上松町危機管理課
	34, 36	高山市危機管理室	高山市危機管理課
	34, 36	下呂市防災情報課	下呂市危機管理課
	37, 38	緊急速報メール（エリアメール）	緊急速報メール

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																					
	< 続き > <table> <tr> <th>該 当 項（現行計画）</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> <tr> <td>43, 46, 47, 52</td><td>福島中学校</td><td>木曽町中学校</td></tr> <tr> <td>47</td><td>木曽福島会館</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>48, 51</td><td>三岳中学校</td><td>三岳小学校</td></tr> <tr> <td>49, 56</td><td>森林組合跡地</td><td>森林組合駐車場</td></tr> <tr> <td>50</td><td>開田小中学校</td><td>開田中学校</td></tr> <tr> <td>58</td><td>三岳小中学校校庭</td><td>三岳小学校校庭</td></tr> </table>		該 当 項（現行計画）	変 更 前	変 更 後	43, 46, 47, 52	福島中学校	木曽町中学校	47	木曽福島会館	(削除)	48, 51	三岳中学校	三岳小学校	49, 56	森林組合跡地	森林組合駐車場	50	開田小中学校	開田中学校	58	三岳小中学校校庭	三岳小学校校庭
該 当 項（現行計画）	変 更 前	変 更 後																					
43, 46, 47, 52	福島中学校	木曽町中学校																					
47	木曽福島会館	(削除)																					
48, 51	三岳中学校	三岳小学校																					
49, 56	森林組合跡地	森林組合駐車場																					
50	開田小中学校	開田中学校																					
58	三岳小中学校校庭	三岳小学校校庭																					
	御嶽山火山防災計画 平成 28 年 3 月 29 日 御嶽山火山防災協議会 目次 1. 策定までの経緯 (1) 御嶽山火山防災協議会（計画策定組織） 1 (2) 計画の目的 1 (3) 計画の位置付け 1 2. 噴火の想定 (1) 御嶽山の概要 2 (2) 噴火の歴史 2 (3) 噴火想定 2 3. 御嶽山火山の監視・観測体制 6 4. 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応 (1) 噴火警戒レベル 1 の場合の防災対応 7 (2) 噴火警戒レベル 2・3 の場合の防災対応 8 (3) 噴火警戒レベル 4・5 の場合の防災対応 20	御嶽山火山防災避難計画 平成 31 年 2 月 13 日 御嶽山火山防災協議会 目次 1. 策定までの経緯 (1) 御嶽山火山防災協議会（計画策定組織） 1 (2) 計画の目的 1 (3) 計画の位置付け 1 2. 噴火の想定 (1) 御嶽山の概要 2 (2) 噴火の歴史 2 (3) 噴火想定 2 3. 御嶽山火山の監視・観測体制 6 4. 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応 (1) 噴火警戒レベル 1 の場合の防災対応 7 (2) 噴火警戒レベル 2・3 の場合の防災対応 10 (3) 噴火警戒レベル 4・5 の場合の防災対応 22																					

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧 (現 行)	新 (改 正 案)
5. 協議会及び各機関の役割		5. 協議会及び各機関の役割
(1) 御嶽山火山防災協議会の役割	2 9	(1) 御嶽山火山防災協議会の役割 3 1
(2) 平常時における各機関の役割	3 0	(2) 平常時における各機関の役割 3 2
(3) 火山現象発生時における各機関の役割	3 1	(3) 火山現象発生時における各機関の役割 3 3
6. 両県の防災体制	3 2	6. 両県の防災体制 3 4
7. 情報連絡体制		7. 情報連絡体制
(1) 噴火警報・予報等の情報伝達	3 5	(1) 噴火警報・予報等の火山情報の伝達 3 7
(2) 情報伝達手段の強化	3 7	(2) 情報伝達手段の強化 3 9
(3) 住民への情報伝達	3 7	(3) 住民への情報伝達 3 9
(4) 避難行動要支援者への情報伝達	3 7	(4) 避難行動要支援者への情報伝達 4 0
(5) 登山者への情報伝達	3 7	(5) 登山者への情報伝達 4 0
(6) 観光客への情報伝達	3 8	(6) 観光客への情報伝達 4 0
(新規)		(7) 噴火警戒レベルに応じた情報伝達 4 4
8. 住民・登山者・観光客の避難計画		8. 住民・登山者・観光客の避難計画
(1) 住民への対応	4 1	(1) 住民への対応 4 5
(2) 登山者への対応	5 3	(2) 登山者への対応 5 8
(3) 観光客への対応	6 0	(3) 観光客への対応 6 5
(新規)		(4) 避難促進施設 6 5
(新規)		9. 災害対策基本法に基づく警戒区域
		(1) 警戒区域の設定 6 7
		(2) 警戒区域の縮小又は解除 6 7
(新規)		10. 救助・救護
		(1) 救助活動の体制 6 8
		(2) 住民等の救助活動 6 8
		(3) 登山者等の救助活動 6 9
		(4) 医療活動 6 9

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧 (現 行)	新 (改 正 案)
9. 訓練・普及啓発活動		1 1. 訓練・普及啓発活動
(1) 火山防災訓練の実施	6 1	(1) 火山防災訓練の実施 7 0
(2) 火山防災教育等の普及啓発活動	6 1	(2) 火山防災教育等の普及啓発活動 7 0
(資料編)		(資料編)
有史以降の噴火状況	6 2	有史以降の噴火状況 7 1
御嶽山火山防災協議会規約	6 5	御嶽山火山防災協議会規約 7 4
御嶽山の噴火警戒レベル	6 9	御嶽山の噴火警戒レベル 7 9
火山災害時防災対応図		火山災害時防災対応図
女人堂火山災害時防災対応図	7 0	女人堂火山災害時防災対応図 8 1
行場山荘火山災害時防災対応図	7 1	行場山荘火山災害時防災対応図 8 2
石室山荘火山災害時防災対応図	7 2	石室山荘火山災害時防災対応図 8 3
二ノ池本館火山災害時防災対応図	7 3	二ノ池山荘火山災害時防災対応図 8 4
(新規)		黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所 8 5
五の池小屋火山災害時防災対応図	7 4	五の池小屋火山災害時防災対応図 8 6
(新規)		二の池ヒュッテ火山災害時防災対応図 8 7
「田の原遥拝所・登山道入口」火山災害時防災対応	7 5	「田の原遥拝所・登山道入口」火山災害時防災対応 8 8
御岳ロープウェイ 緊急避難場所	7 6	御岳ロープウェイ 緊急避難場所 8 9
〃 緊急避難連絡系統図 (火山噴火災害)	7 7	〃 緊急避難連絡系統図 (火山噴火災害) 9 0
開田高原マイアスキー場 緊急避難場所	7 8	開田高原マイアスキー場 緊急避難場所 9 1
〃 緊急避難連絡系統図 (火山災害)	7 9	〃 緊急避難連絡系統図 (火山災害) 9 2
おんたけ 2 2 4 0 スキー場 緊急避難場所	8 0	Ontake2240 スキー場 緊急避難場所 9 3
〃 火山災害時緊急避難連絡対応図	8 1	〃 火山災害時緊急避難連絡対応図 9 4
チャオ御岳スノーリゾート 《災害時》緊急避難場所	8 2	チャオ御岳スノーリゾート 《災害時》緊急避難場所 9 5
〃 《災害時》緊急連絡体制図	8 3	〃 《災害時》緊急連絡体制図 9 6
御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移	8 4	御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移 9 7
用語説明	8 5	用語集 9 8
(新規)		改定履歴 1 0 2

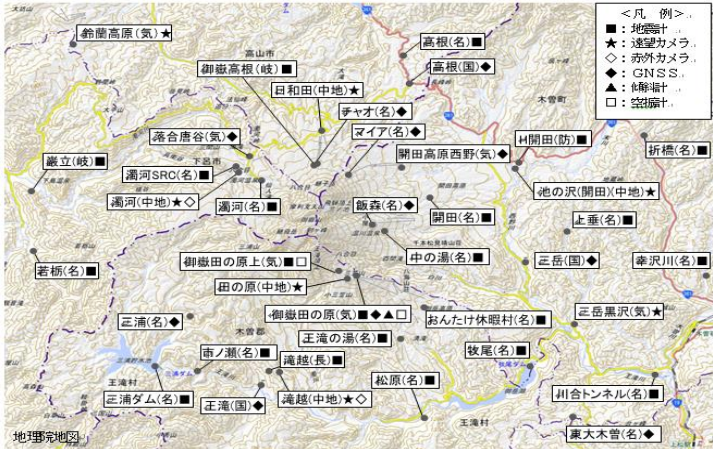
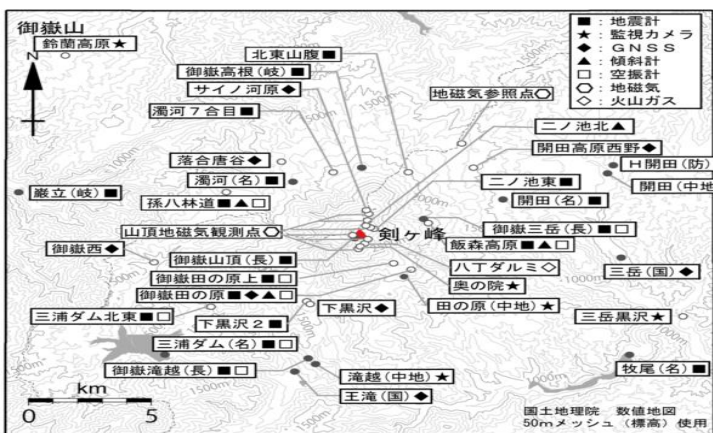
御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項		旧（現 行）				新（改 正 案）							
3	2. 噴火の想定							2. 噴火の想定					
	（3）噴火想定							（3）噴火想定					
	② 噴火規模と火山現象							② 噴火規模と火山現象					
	過去 1 万年間の活動を参考として以下【表 1】のとおり想定する。							過去 1 万年間の活動を参考として以下【表 1】のとおり想定する。					
		噴火様式		噴火に伴う現象		警戒が必要な範囲		噴火様式		噴火に伴う現象		警戒が必要な範囲	
		水蒸気 噴火		大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、降灰後の土石流		大きな噴石 想定火口域から概ね 2 km 以内(※1)		水蒸気 噴火		大きな噴石、小さな噴石、降灰、空振、 火砕流 、降灰後の土石流		大きな噴石 想定火口域から概ね 2 km 以内(※1)	
6	3. 御嶽山火山の監視・観測体制							3. 御嶽山火山の監視・観測体制					
	御嶽山においては、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設を整備し、火山活動を 24 時間体制で常時監視・観測している。							御嶽山 とその周辺 には、噴火の前兆を 検知 し噴火警報等を 的確 に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS*、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、火山活動を 24 時間体制で常時監視・観測している。					
	気象庁の他にも大学等研究機関、国土地理院、国土交通省中部地方整備局、自治体等の関係機関が観測を行っており、その状況を下記【表 5】、【図 3】に示す。							気象庁の他にも大学等研究機関、 国土交通省中部地方整備局、国土地理院等により各種の観測施設が設置されており、火山噴火に伴う土砂災害の監視、調査・研究、地殻変動の観測等を行っているほか、一部のデータは気象庁の火山監視に活用されている。その状況を下記【図 3】に示す。（平成 31 年 2 月 13 日現在）					
								*：GNSS（Global Navigation Satellite System）とは GPS をはじめとする衛星測位システム全般を示す呼称。					
								（削除）					
								※以下、一つずつ番号をずらす。					

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧 (現 行)	新 (改 正 案)
	<御嶽山の各機関観測点配置図> (平成 28 年 3 月 29 日現在)【図 3】  (気): 気象庁、(国): 国土地理院、(中地): 中部地方整備局、(防): 防災科学技術研究所、(名): 名古屋大学、 (長): 長野県、(岐): 岐阜県	<御嶽山の各機関観測点配置図> (削除)【図 3】  小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。 (国): 国土地理院、(中地): 中部地方整備局、(防): 防災科学技術研究所、(名): 名古屋大学、 (長): 長野県、(岐): 岐阜県 (気象庁ホームページより)

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

7

旧（現 行）

4. 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

防災対応パターン

噴火警戒レベル		噴火位置		
		① 剣ヶ峰南西斜面	② 継子岳	③ 不 明
1	活火山であることに留意	p7、【表 7】		
2	火口周辺規制（1 km）	p8【表 8】、p11【図 5】	p12【表 9】、p15【図 6】	p16【表 10】、p19【図 7】
3	入山規制（2 km）	p9【表 8】、p11【図 5】	p12【表 9】、p15【図 6】	p16【表 10】、p19【図 7】
	入山規制（3 km）	p9【表 8】、p11【図 5】	p13【表 9】、p15【図 6】	p17【表 10】、p19【図 7】
	入山規制（4 km）	p10【表 8】、p11【図 5】	p14【表 9】、p15【図 6】	p18【表 10】 p19【図 7】
4	避難準備	〔非積雪期・積雪期〕 p20～21【表 11】、p25～28【図 8】～【図 11】		
5	避難	〔非積雪期・積雪期〕 p22～24【表 11】、p25～28【図 8】～【図 11】		

（1）噴火警戒レベル1の場合の防災対応

【表 7】省略

○異常現象発生時の対応

噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の段階においても、群発地震の発生等御嶽山に何らかの異常現象が発生している場合或いは住民等から御嶽山の異変に関する通報があった場合には、速やかに当該情報を関係機関で共有するとともに、必要な防災対応について協議するものとする。

(a) 気象庁から臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表された場合

速やかに次の対応を行う。

- 協議会構成機関での情報共有
- 火山専門家の見解の確認
- 山小屋及び御嶽山周辺施設への情報提供
- 各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示
- 必要な防災対応の協議（必要に応じて、幹事会等の開催）

(b) 住民等から異変に関する通報があった場合

速やかに次の対応を行う。

- 通報受信機関（警察・市町村役場等）から協議会事務局（県・市町村）への連絡及び気象台への通報
- 協議会構成機関での情報共有

新（改 正 案）

4. 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

防災対応パターン

噴火警戒レベル		噴火位置		
		① 剣ヶ峰南西斜面	② 継子岳	③ 不 明
1	活火山であることに留意	p7、【表 6】		
2	火口周辺規制（1 km）	P10【表 7】、p13【図 5】	p14【表 8】、p17【図 6】	p18【表 9】、p21【図 7】
3	入山規制（2 km）	P11【表 7】、p13【図 5】	p14【表 8】、p17【図 6】	p18～19【表 9】、p21【図 7】
	入山規制（3 km）	P11【表 7】、p13【図 5】	p15【表 8】、p17【図 6】	p19【表 9】、p21【図 7】
	入山規制（4 km）	p12【表 7】、p13【図 5】	p16【表 8】、p17【図 6】	p20【表 9】、p21【図 7】
4	避難準備	〔非積雪期・積雪期〕 p22～23【表 10】、p27～30【図 8】～【図 11】		
5	避難	〔非積雪期・積雪期〕 p24～26【表 10】、p27～30【図 8】～【図 11】		

（1）噴火警戒レベル1の場合の防災対応

【表 7】省略

○異常現象発生時の対応

噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の段階においても、群発地震の発生等御嶽山に何らかの異常現象が発生している場合或いは住民等から御嶽山の異変に関する通報があった場合には、速やかに当該情報を関係機関で共有するとともに、必要な防災対応について協議するものとする。

① 協議会構成機関での情報共有

(a) 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表された場合

地方気象台

気象庁から異常現象に関する連絡を受けた場合は、両県本庁防災担当課及び協議会事務局構成機関（県・市町村）に対し、電話により情報伝達を行う。また、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合、または噴火警戒レベルの引上げに関する連絡を受けた場合は、速やかに両県本庁防災担当課及び協議会事務局構成機関（県・市町村）に伝達する。

両県

気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等の情報を受信したときは、直ちに協議会構成機関のうち国・県の機関に対し、電話により情報伝達を行う。また、それぞれの市町村の対応状況についても随時情報収集を図りなが

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	・火山専門家及び気象庁の見解の確認 ・山小屋及び御嶽山周辺施設への情報提供 ・必要な防災対応の協議（必要に応じて、幹事会等の開催） 【異変の例】 ・御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発 ・御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化 ・御嶽山の噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・湿度・温度等の異常な変化 ・御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・味・色・濁度・温度等の異常な変化 ・御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化 ・御嶽山山頂での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木立枯れ等 ・御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上	ら、両県事務局内における情報の共有を図る。 市町村 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等の情報を受信したときは、直ちに協議会構成機関のうち観光協会等の地元団体に対し、電話により情報伝達を行う。また、市町村の関係機関に対しても情報提供を行う。 (b) 住民等から異変に関する通報があった場合 異常現象を発見した者 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第 54 条） 第一報受信機関（市町村・警察） 住民や観光客が発見した異常現象については、第一に市町村や警察へもたらされる。この場合、「(a) 気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」等が発表された場合」に準じて、必要な機関へ連絡する。 【異変の例】 ・御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発 ・御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化 ・御嶽山の噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・湿度・温度等の異常な変化 ・御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・味・色・濁度・温度等の異常な変化 ・御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化 ・御嶽山山頂での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木立枯れ等 ・御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上 ② 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達 市町村は、必要に応じ、避難促進施設及び御嶽山周辺施設への情報提供並びに各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示を行うとともに、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）								
		<table><tr><th>観測事項</th><th>広 報 文 例</th></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測</td><td>本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。</td></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報（臨時） 群発地震を観測</td><td>本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山周辺において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。</td></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動・山体の膨張を観測</td><td>本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において火山性微動、山体の膨張が観測されております。今後の情報に注意してください。</td></tr></table> ③ 観測情報の継続的な収集・提供 地方気象台 気象庁、火山専門家から観測情報について定期的に情報収集を行い、自県の協議会事務局構成機関（県・市町村）に対して情報提供を行う。 事務局（県・市町村）、関係機関 気象庁から発表された情報を受けたときは、事務局は協議会構成機関及び支所等に対し、情報提供を行う。 住民や観光客等からの問い合わせの状況を勘案して、気象庁、火山専門家等と調整して、当該現象の解説や今後の噴火の可能性等に関して、気象庁、火山専門家による記者会見や記者発表等を実施する。 ④ 必要な防災対応の協議 (a) 臨時協議会・地元説明会等の開催 事務局（県・市町村） 異常現象の推移や防災対応の実施状況等について情報共有するために必要と認められるときは、臨時に協議会、幹事会又は地元説明会等を開催する。 これらは、岐阜県・長野県において個別に開催することを妨げない。	観測事項	広 報 文 例	火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。	火山の状況に関する解説情報（臨時） 群発地震を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山周辺において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。	火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動・山体の膨張を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において火山性微動、山体の膨張が観測されております。今後の情報に注意してください。
観測事項	広 報 文 例									
火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。									
火山の状況に関する解説情報（臨時） 群発地震を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山周辺において群発地震が発生しております。今後の情報に注意してください。									
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動・山体の膨張を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において火山性微動、山体の膨張が観測されております。今後の情報に注意してください。									

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	噴火警戒レベル 1 の段階における異常現象発生時の防災対応フロー図＞ 【図 4】 <pre>graph TD A[気象庁から御嶽山に対し、臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表された場合] --> D[事務局（県・市町村）] B[住民等が御嶽山の異変を覚知した場合] --> C[第1報受信機関（警察・市町村等）] C --> D C --> E[気象台] D --> F[協議会構成機関による情報共有] E --> F F <--> G[火山専門家] F --> H[解説情報の揭示] F --> I[情報提供] F --> J[防災対応の協議（必要に応じて幹事会等の開催）] H --> K[各登山口・主要観光拠点等] I --> L[山小屋・周辺施設] J --> M[]</pre>	(b) 警戒区域設定の検討 警戒区域の設定は「9. 災害対策基本法に基づく警戒区域（1）警戒区域の設定」も踏まえ対応する。 事務局（県・市町村） 異常な現象の推移等を踏まえて、災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域の設定を検討する必要があると考えられる場合は、協議会又は幹事会（以下、「協議会等」とする。）を開催する。 緊急性が高く、協議会等を開催する猶予がない場合においては、市町村の判断において警戒区域を決定する。その際、両県は、必要に応じ、警戒区域の設定を助言する。 幹事会構成機関、関係機関 協議会等において、警戒区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は、市町村長に対して、直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。 市町村 各県幹事長から、警戒区域の設定について報告及び要請があったときは、警戒区域の設定に関して必要な措置を検討するものとする。 避難促進施設への情報提供について、必要な場合は、事務局（県・隣接市町村）に対し、協力を要請する。 ＜噴火警戒レベル 1 の段階における異常現象発生時の防災対応フロー図＞ 【図 4】 <pre>graph TD A[気象庁から御嶽山に対し、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合] --> D[事務局（県・市町村）] B[住民等が御嶽山の異変を覚知した場合] --> C[第1報受信機関（市町村・警察）] C --> D C --> E[気象台] D --> F[協議会構成機関による情報共有] E --> F F <--> G[火山専門家] F --> H[解説情報の揭示] F --> I[情報提供] F --> J[防災対応の協議（必要に応じて幹事会等の開催）] H --> K[各登山口・主要観光拠点等] I --> L[避難促進施設・周辺施設] J --> M[]</pre>

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																						
8	(2) 噴火警戒レベル2・3の場合の防災対応 ○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合 【表 8】 <table><tr><th>予報警報</th><th>レベル</th><th>警戒が必要な範囲 内の施設及び道路</th><th>防災対応（初動対応）</th></tr><tr><td rowspan="2">火口周辺 警報</td><td>3 入山規制 (3km)</td><td>(省略)</td><td>【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：仙人橋～</td></tr><tr><td>3 入山規制 (4km)</td><td>(省略)</td><td>【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～</td></tr></table> ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合の防災対応図 【図 5】	予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）	火口周辺 警報	3 入山規制 (3km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：仙人橋～	3 入山規制 (4km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～	(2) 噴火警戒レベル2・3の場合の防災対応 ○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合 【表 7】 <table><tr><th>予報警報</th><th>レベル</th><th>警戒が必要な範囲 内の施設及び道路</th><th>防災対応（初動対応）</th></tr><tr><td rowspan="2">火口周辺 警報</td><td>3 入山規制 (3km)</td><td>(省略)</td><td>【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～</td></tr><tr><td>3 入山規制 (4km)</td><td>(省略)</td><td>【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～</td></tr></table> ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合の防災対応図 【図 5】	予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）	火口周辺 警報	3 入山規制 (3km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～	3 入山規制 (4km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～
予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）																					
火口周辺 警報	3 入山規制 (3km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：仙人橋～																					
	3 入山規制 (4km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～																					
予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）																					
火口周辺 警報	3 入山規制 (3km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～																					
	3 入山規制 (4km)	(省略)	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～																					

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧 (現 行)	新 (改 正 案)
---	---------	-----------

12

○ケース② 継子岳からの噴火の場合

【表 9】

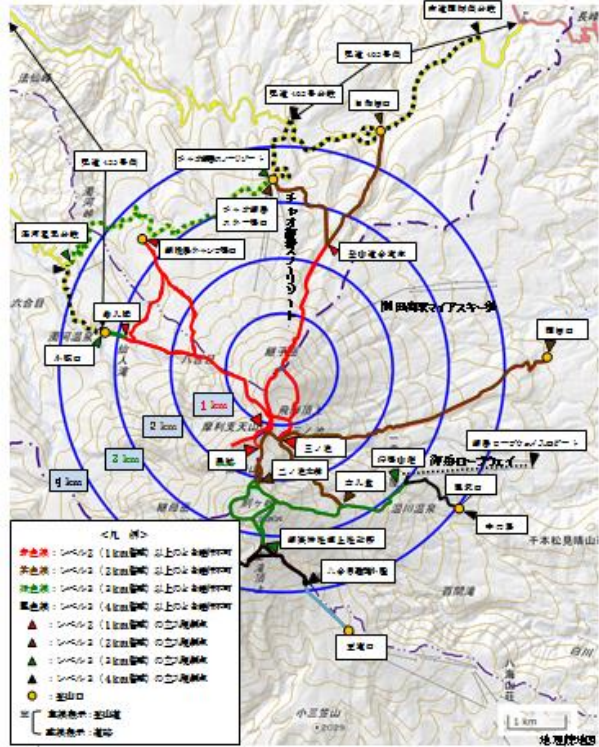
予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）
火口周辺 警報	2 火口周辺 規制（1km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：仙人橋～
	3 入山規制 （2km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：仙人橋～
	3 入山規制 （3km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～

○ケース② 継子岳からの噴火の場合

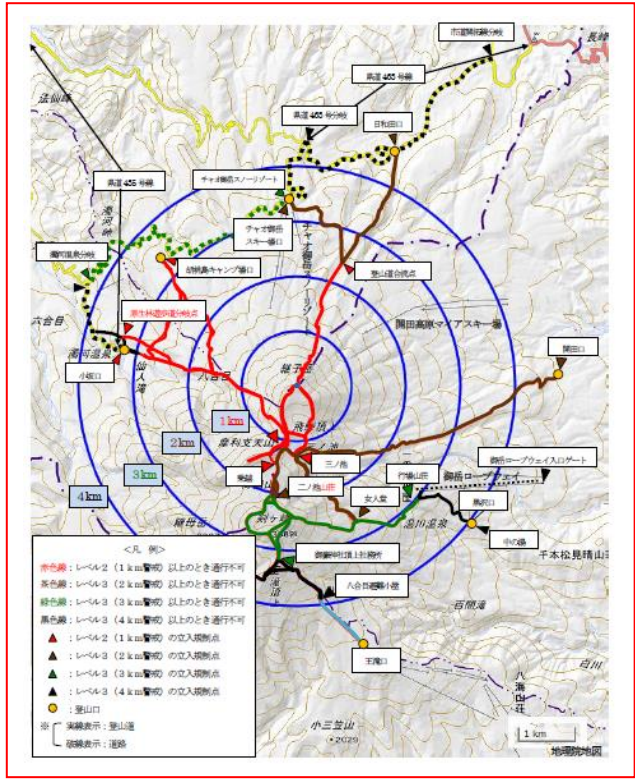
【表 8】

予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）
火口周辺 警報	2 火口周辺 規制（1km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～
	3 入山規制 （2km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～
	3 入山規制 （3km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～

ケース② 継子岳から噴火した場合の防災対応図 【図 6】



ケース② 継子岳から噴火した場合の防災対応図 【図 6】



御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧 (現 行)	新 (改 正 案)
---	---------	-----------

16

○ケース③ 噴火地点が不明の場合（想定火口全域からの噴火を想定）

【表 10】

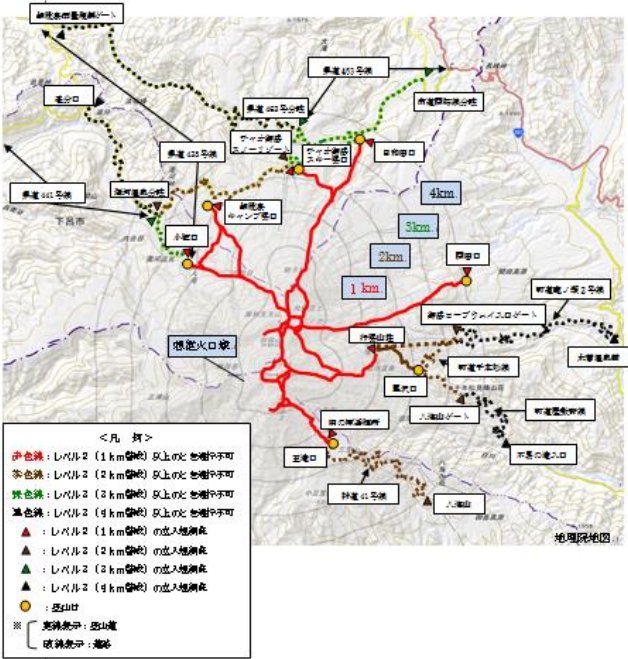
予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）
火口周辺 警報	2 火口周辺 規制（1km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～
	3 入山規制 （2km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～
	3 入山規制 （3km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～
	3 入山規制 （4km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：登山道入口～

○ケース③ 噴火地点が不明の場合（想定火口全域からの噴火を想定）

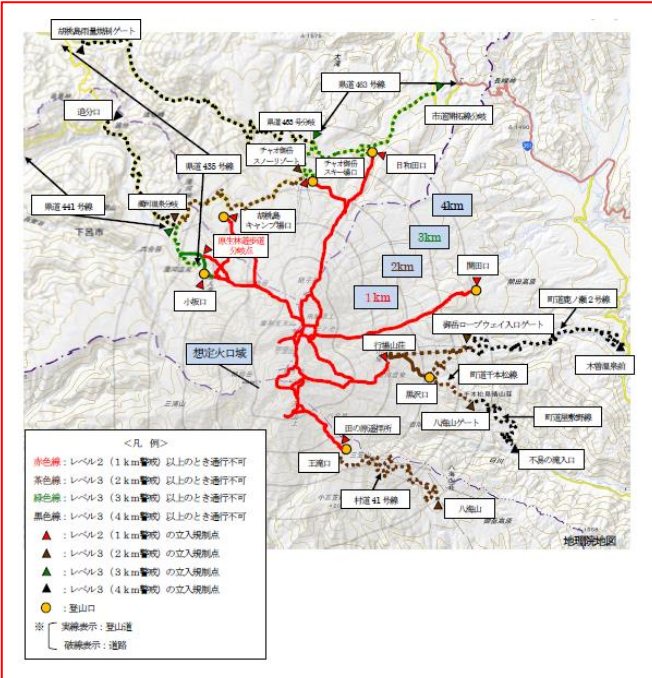
【表 9】

予報警報	レベル	警戒が必要な範囲 内の施設及び道路	防災対応（初動対応）
火口周辺 警報	2 火口周辺 規制（1km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～
	3 入山規制 （2km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～
	3 入山規制 （3km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～
	3 入山規制 （4km）	（省略）	【登山道】→立入禁止 ・小坂口登山道：原生林遊歩道分岐点～

ケース③ 噴火地点が不明な場合の防災対応図 【図 7】



ケース③ 噴火地点が不明な場合の防災対応図 【図 7】



御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																
30	5. 協議会及び各機関の役割 (2) 平常時における各機関の役割 火山現象がみられない時における各機関の主な役割については、【表 12】のとおりとする。【表 12】 <table><tr><td>気象庁火山課</td><td> ・火山活動の監視・観測 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 </td></tr><tr><td>国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 (新規)</td><td> ・火山活動の分析・評価 ・協議会への助言 </td></tr></table>	気象庁火山課	・火山活動の監視・観測 ・ホームページ等による各種火山情報の提供	国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 (新規)	・火山活動の分析・評価 ・協議会への助言	5. 協議会及び各機関の役割 (2) 平常時における各機関の役割 火山現象がみられない時における各機関の主な役割については、【表 11】のとおりとする。【表 11】 <table><tr><td>気象庁火山課</td><td> ・火山活動の監視・観測並びに評価 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 </td></tr><tr><td>国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授</td><td> ・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言 </td></tr></table>	気象庁火山課	・火山活動の監視・観測並びに評価 ・ホームページ等による各種火山情報の提供	国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授	・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言								
気象庁火山課	・火山活動の監視・観測 ・ホームページ等による各種火山情報の提供																	
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 (新規)	・火山活動の分析・評価 ・協議会への助言																	
気象庁火山課	・火山活動の監視・観測並びに評価 ・ホームページ等による各種火山情報の提供																	
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授	・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言																	
31	(3) 火山現象発生時における各機関の役割 火山現象が発生した時における各機関の主な役割については、【表 13】のとおりとする。【表 13】 <table><tr><td>気象庁火山課</td><td> ・火山活動の監視・観測 ・機動調査観測の実施 (新規) ・噴火警報等の発表・解説 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 ・報道機関対応 </td></tr><tr><td>気象庁名古屋地方気象台</td><td rowspan="2"> ・噴火警報等の伝達・解説 ・気象支援資料の提供 ・報道機関対応 (新規) </td></tr><tr><td>気象庁長野地方気象台</td><td>気象庁岐阜地方気象台</td></tr><tr><td>国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 (新規)</td><td> ・火山活動の分析・評価 ・協議会への助言 </td></tr></table>	気象庁火山課	・火山活動の監視・観測 ・機動調査観測の実施 (新規) ・噴火警報等の発表・解説 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 ・報道機関対応	気象庁名古屋地方気象台	・噴火警報等の伝達・解説 ・気象支援資料の提供 ・報道機関対応 (新規)	気象庁長野地方気象台	気象庁岐阜地方気象台	国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 (新規)	・火山活動の分析・評価 ・協議会への助言	(3) 火山現象発生時における各機関の役割 火山現象が発生した時における各機関の主な役割については、【表 12】のとおりとする。【表 12】 <table><tr><td>気象庁火山課</td><td> ・火山活動の監視・観測並びに評価 ・機動観測の実施 ・J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣 ・噴火警報・予報、火山防災情報等の発表・解説 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 ・報道機関対応 </td></tr><tr><td>気象庁名古屋地方気象台</td><td rowspan="2"> ・噴火警報等の伝達・解説 ・気象支援資料の提供 ・報道機関対応 ・J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣 </td></tr><tr><td>気象庁長野地方気象台</td><td>気象庁岐阜地方気象台</td></tr><tr><td>国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授</td><td> ・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言 </td></tr></table>	気象庁火山課	・火山活動の監視・観測並びに評価 ・機動観測の実施 ・J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣 ・噴火警報・予報、火山防災情報等の発表・解説 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 ・報道機関対応	気象庁名古屋地方気象台	・噴火警報等の伝達・解説 ・気象支援資料の提供 ・報道機関対応 ・J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣	気象庁長野地方気象台	気象庁岐阜地方気象台	国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授	・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言
気象庁火山課	・火山活動の監視・観測 ・機動調査観測の実施 (新規) ・噴火警報等の発表・解説 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 ・報道機関対応																	
気象庁名古屋地方気象台	・噴火警報等の伝達・解説 ・気象支援資料の提供 ・報道機関対応 (新規)																	
気象庁長野地方気象台		気象庁岐阜地方気象台																
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 (新規)	・火山活動の分析・評価 ・協議会への助言																	
気象庁火山課	・火山活動の監視・観測並びに評価 ・機動観測の実施 ・J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣 ・噴火警報・予報、火山防災情報等の発表・解説 ・ホームページ等による各種火山情報の提供 ・報道機関対応																	
気象庁名古屋地方気象台	・噴火警報等の伝達・解説 ・気象支援資料の提供 ・報道機関対応 ・J E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣																	
気象庁長野地方気象台		気象庁岐阜地方気象台																
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員 国立大学法人信州大学農学部 平松 晋也 教授	・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言																	

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																								
32	6. 両県の防災体制 ■長野県 【表 14】 <table><tr><th>レベル</th><th>体 制</th></tr><tr><td></td><td>木曽町</td></tr><tr><td>レベル 2 [火口周辺規制]</td><td>【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員</td></tr><tr><td>レベル 3 [入山規制]</td><td>【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員</td></tr></table>	レベル	体 制		木曽町	レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員	レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員	6. 両県の防災体制 ■長野県 【表 13】 <table><tr><th>レベル</th><th>体 制</th></tr><tr><td></td><td>木曽町</td></tr><tr><td>レベル 2 [火口周辺規制]</td><td>【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員</td></tr><tr><td>レベル 3 [入山規制]</td><td>【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員</td></tr></table>	レベル	体 制		木曽町	レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員	レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員								
レベル	体 制																									
	木曽町																									
レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員																									
レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員																									
レベル	体 制																									
	木曽町																									
レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員																									
レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：全職員 ○三岳支所：全職員																									
34	■岐阜県 【表 15】 <table><tr><th>レベル</th><th>体 制</th></tr><tr><td></td><td>下呂市</td></tr><tr><td>レベル 2 [火口周辺規制]</td><td>【準備体制】 ○防災情報課：2 名 ○小坂地域振興課：2 名 (休日は宿・日直対応)</td></tr><tr><td>レベル 3 [入山規制]</td><td>【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員</td></tr><tr><td>レベル 4 [避難準備]</td><td>【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員</td></tr><tr><td>レベル 5 [避難]</td><td>【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員</td></tr></table>	レベル	体 制		下呂市	レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○防災情報課：2 名 ○小坂地域振興課：2 名 (休日は宿・日直対応)	レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員	レベル 4 [避難準備]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員	レベル 5 [避難]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員	■岐阜県 【表 14】 <table><tr><th>レベル</th><th>体 制</th></tr><tr><td></td><td>下呂市</td></tr><tr><td>レベル 2 [火口周辺規制]</td><td>【準備体制】 ○危機管理課：2 名 ○小坂地域振興課：2 名 (休日は宿・日直対応)</td></tr><tr><td>レベル 3 [入山規制]</td><td>【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○市長公室：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 (各部から必要な要員招集)</td></tr><tr><td>レベル 4 [避難準備]</td><td>【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 (全庁体制)</td></tr><tr><td>レベル 5 [避難]</td><td>【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 (全庁体制)</td></tr></table>	レベル	体 制		下呂市	レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○危機管理課：2 名 ○小坂地域振興課：2 名 (休日は宿・日直対応)	レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○市長公室：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 (各部から必要な要員招集)	レベル 4 [避難準備]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 (全庁体制)	レベル 5 [避難]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 (全庁体制)
レベル	体 制																									
	下呂市																									
レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○防災情報課：2 名 ○小坂地域振興課：2 名 (休日は宿・日直対応)																									
レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員																									
レベル 4 [避難準備]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員																									
レベル 5 [避難]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部局：動員マニュアルに基づく職員																									
レベル	体 制																									
	下呂市																									
レベル 2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○危機管理課：2 名 ○小坂地域振興課：2 名 (休日は宿・日直対応)																									
レベル 3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○市長公室：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 (各部から必要な要員招集)																									
レベル 4 [避難準備]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 (全庁体制)																									
レベル 5 [避難]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 (全庁体制)																									

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧 (現 行)	新 (改 正 案)
35	7. 情報連絡体制 (1) 噴火警報・予報等の情報伝達 (新規) 御嶽山に関する噴火警報・予報等の火山情報は、【図 13】【図 14】の体制により、伝達を行う。 (長野県側) 【図 13】 注) 二重枠で囲われている機関は協議会構成機関 太線は協議会で定めた情報連絡体制 ※1 長野地方気象台→長野県警の連絡は、事前連絡の場合に限る。	7. 情報連絡体制 (1) 噴火警報・予報等の火山情報の伝達 ① 情報連絡の体制 御嶽山に関する噴火警報・予報等の火山情報は、【図 13】【図 14】の体制により、伝達を行う。 (長野県側) 【図 13】 凡例 ○ 火山防災協議会構成機関 □ 協議会・事務局構成機関 気象庁火山監視・警報センター 長野県危機管理本部 御嶽山火山防災協議会事務局 東濃地震科学研究所 木股文昭副首席主任研究員 名古屋大学大学院環境学研究所 山岡耕春教授 信州大学農学部森林科学科 平松晋也教授 ・太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。 ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。 ・太線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達システムを示し、これに関する情報共有は太線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧(現行)	新(改正案)
	(岐阜県側) 【図 14】 注) 二重枠で囲われている機関は協議会構成機関 太線は協議会で定めた情報連絡体制	(岐阜県側) 【図 14】 ・太線で囲われている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。 ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火通報が発表された際、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。 ・実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																											
	(新規)	② 火山情報 【表 15】 <table> <tr> <th>収集・整理する情報</th><th>情報内容</th><th>情報発信機関</th></tr> <tr> <td>噴火警報・予報</td><td>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や、危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表する</td><td>気象庁</td></tr> <tr> <td>噴火警戒レベル</td><td>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標で、噴火警報・予報に付して発表する</td><td>気象庁</td></tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報（臨時）</td><td>噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表する</td><td>気象庁</td></tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td><td>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表する</td><td>気象庁</td></tr> <tr> <td>噴火速報</td><td>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する</td><td>気象庁</td></tr> <tr> <td>降灰予報</td><td>噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表する。活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や、噴火直後には風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する</td><td>気象庁</td></tr> <tr> <td>火山ガス予報</td><td>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする</td><td>気象庁</td></tr> <tr> <td>土砂災害緊急情報</td><td>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報</td><td>国土交通省</td></tr> </table>	収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関	噴火警報・予報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生や、危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表する	気象庁	噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標で、噴火警報・予報に付して発表する	気象庁	火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表する	気象庁	火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表する	気象庁	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する	気象庁	降灰予報	噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表する。活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や、噴火直後には風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する	気象庁	火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする	気象庁	土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省
収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関																											
噴火警報・予報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生や、危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表する	気象庁																											
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標で、噴火警報・予報に付して発表する	気象庁																											
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表する	気象庁																											
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表する	気象庁																											
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する	気象庁																											
降灰予報	噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表する。活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や、噴火直後には風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する	気象庁																											
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする	気象庁																											
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省																											

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項

旧 (現 行)

新 (改 正 案)

38

(6)観光客への情報伝達

②緊急性の高い情報の伝達

(本文省略)

<住民・登山者・観光客への情報周知箇所>

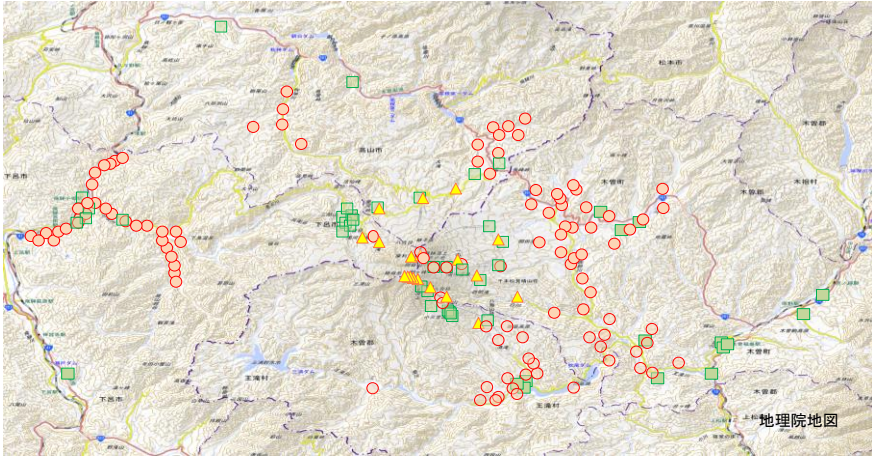
【表 15】

区 分	施 設 名	所在地	備 考
黒沢口登山道	二ノ池本館	〃	規制予告看板
	御嶽頂上山荘	〃	規制予告看板
	剣ヶ峰祈祷所	〃	規制予告看板
王滝口登山道	御嶽剣ヶ峰山荘	〃	規制予告看板
小坂口登山道	(新規)	(新規)	(新規)
	(新規)	(新規)	(新規)
その他	おんたけ 2240 スキー場	〃	
	観光協会、観光案内所	木曽町、王滝村、高山市、下呂市	
	市役所・町村役場・支所	〃	

40

< 情報周知箇所位置 >

【図 15】



<凡 例> □ 赤外線カメラ設置 ▲ 監視設置 ● 放送設備

38

(6)観光客への情報伝達

②緊急性の高い情報の伝達

(本文省略)

<住民・登山者・観光客への情報周知箇所>

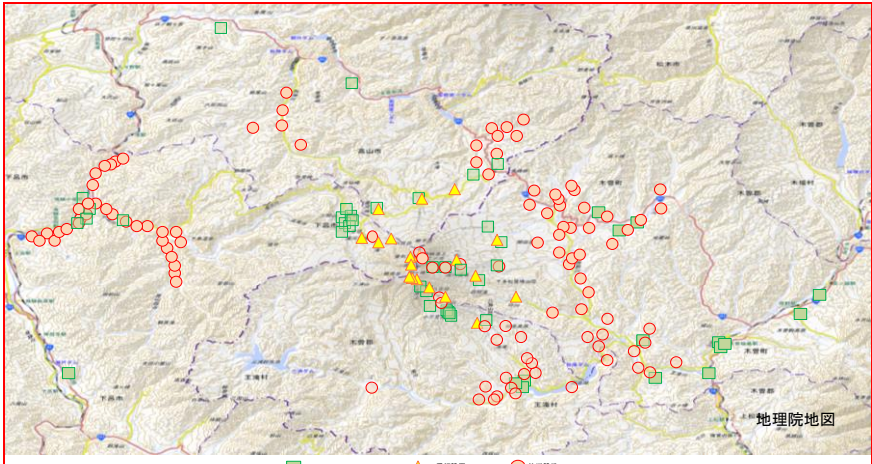
【表 16】

区 分	施 設 名	所在地	備 考
黒沢口登山道	二ノ池山荘	〃	規制予告看板
	(削除)	(削除)	(削除)
	黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所	〃	規制予告看板
王滝口登山道	(削除)	(削除)	(削除)
小坂口登山道	二の池ヒュッテ	〃	規制予告看板
	のぞき岩避難小屋	〃	規制予告看板
その他	Ontake2240 スキー場	〃	
	観光局	木曽町、王滝村	
	観光協会、観光案内所	高山市、下呂市	
	市役所・町村役場・支所	木曽町、王滝村、高山市、下呂市	

40

< 情報周知箇所位置 >

【図 15】



<凡 例> □ 赤外線カメラ設置 ▲ 監視設置 ● 放送設備

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）						
	（新規）	（7）噴火警戒レベルに応じた情報伝達 市町村は、必要に応じ、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。 <table><tr><th>観測事項</th><th>広 報 文 例</th></tr><tr><td>噴火警戒レベル2 （火口周辺規制）</td><td> こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 </td></tr><tr><td>噴火警戒レベル3 （入山規制）</td><td> こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避難勧告・指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 </td></tr></table>	観測事項	広 報 文 例	噴火警戒レベル2 （火口周辺規制）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。	噴火警戒レベル3 （入山規制）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避難勧告・指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
観測事項	広 報 文 例							
噴火警戒レベル2 （火口周辺規制）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。							
噴火警戒レベル3 （入山規制）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。 これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避難勧告・指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。							

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）				
		<table><tr><td>噴火警戒レベル4 （避難準備）</td><td> こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 </td></tr><tr><td>噴火警戒レベル5 （避難）</td><td> こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難勧告（避難指示（緊急））を発令します。 住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。 </td></tr></table>	噴火警戒レベル4 （避難準備）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。	噴火警戒レベル5 （避難）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難勧告（避難指示（緊急））を発令します。 住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。
噴火警戒レベル4 （避難準備）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 なお、入山規制は継続中です。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。					
噴火警戒レベル5 （避難）	こちらは、〇〇市（〇〇町、〇〇村）です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が御嶽山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。 これより、〇〇地区において、避難勧告（避難指示（緊急））を発令します。 住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。					

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）								
41	8. 住民・登山者・観光客の避難計画 (1)住民への対応 ①住民避難の考え方 (a) 避難対象地域 (本文省略) (新規) (c) 留意事項 住民の避難にあたっては以下のことにも留意する。 ・人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、地区内の一時集合場所等「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。 ・「警戒が必要な範囲」を通っての避難においては、既に噴火が発生している場合等、避難をすることでかえって被災する場合もあることから、火山活動の状況に細心の注意を払う。特に夜間等、視界が不良の場合には、火山活動の状況の把握が困難であることから、一時集合場所での待機や川筋から離れた施設・住宅への一時避難等、安全な場所に留まらせることも考慮する。 (新規)	8. 住民・登山者・観光客の避難計画 (1) 住民への対応 ① 住民避難の考え方 (a) 避難対象地域 (本文省略) <table><tr><th>避難に関する事項</th><th>発 令 文 例</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>《火山活動の情報の後に伝達》 避難準備、避難準備。火山活動に伴う、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>《火山活動の情報の後に伝達》 避難勧告、避難勧告。火山活動に伴う、避難勧告を発令します。</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>《火山活動の情報の後に伝達》 避難指示、避難指示。火山活動に伴う、避難指示を発令します。</td></tr></table> (c) 留意事項 住民の避難にあたっては以下のことにも留意する。 ・人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、地区内の一時集合場所等「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。 ・「警戒が必要な範囲」を通っての避難においては、既に噴火が発生している場合等、避難をすることでかえって被災する場合もあることから、火山活動の状況に細心の注意を払う。特に夜間等、視界が不良の場合には、火山活動の状況の把握が困難であることから、一時集合場所での待機や川筋から離れた施設・住宅への一時避難等、安全な場所に留まらせることも考慮する。 ・市町村は、噴火警戒レベル3（入山規制）の段階において、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、必要に応じて、要配慮者に対して避難準備を呼びかけるものとする。なお、避難行動要支援者の情報を警察・消防等に提供する等、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。	避難に関する事項	発 令 文 例	避難準備・高齢者等避難開始	《火山活動の情報の後に伝達》 避難準備、避難準備。火山活動に伴う、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。	避難勧告	《火山活動の情報の後に伝達》 避難勧告、避難勧告。火山活動に伴う、避難勧告を発令します。	避難指示（緊急）	《火山活動の情報の後に伝達》 避難指示、避難指示。火山活動に伴う、避難指示を発令します。
避難に関する事項	発 令 文 例									
避難準備・高齢者等避難開始	《火山活動の情報の後に伝達》 避難準備、避難準備。火山活動に伴う、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。									
避難勧告	《火山活動の情報の後に伝達》 避難勧告、避難勧告。火山活動に伴う、避難勧告を発令します。									
避難指示（緊急）	《火山活動の情報の後に伝達》 避難指示、避難指示。火山活動に伴う、避難指示を発令します。									

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
53	(2) 登山者への対応 ① 登山者避難の考え方 ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流(火砕サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル 3 以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。 避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所へ避難する。 なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面(同心円の中心は 79-7 火口)及び北側に位置する継子岳(同心円の中心は継子岳山頂)を噴火口と想定して避難ルート(【図 22】～【図 24】)を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。 また、平成 26 年 9 月 27 日の噴火による被災等により避難場所として利用できない建物を除き、被災していない建物は「緊急避難場所」、被災しているが噴石等から一時的に身を守る場所として利用できる建物は「一時緊急避難場所」として区別している。 ② 登山者の把握 (a) 登山計画書(登山届)による把握 現在、長野県、岐阜県において、様々な方法で登山計画書(登山届)を受け付けている。御嶽山に関する登山計画書(登山届)の提出方法は以下のとおりである。 ・オンラインによる届出(コンパス等) ・各登山口での登山計画書(登山届)投函用のポスト ・長野県では警察本部においても、登山計画書を郵送等で受付(平成 28 年 7 月から受付は、長野県観光部及び木曽地方事務所) ・岐阜県では防災課及び警察本部地域課等においても、登山届をメール、FAX、持参又は郵送にて受付 登山計画書(登山届)の提出を各種の広報媒体により、登山客に周知徹底するとともに、他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時における共有体制について検討する。→共有する機関：市町村、県、	(2) 登山者への対応 ① 登山者避難の考え方 ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流(火砕サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル 3 以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。 避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所(避難促進施設)へ避難する。 なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面(同心円の中心は 79-7 火口)及び北側に位置する継子岳(同心円の中心は継子岳山頂)を噴火口と想定して避難ルート(【図 22】～【図 24】)を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。 (削除) ② 登山者の把握 (a) 登山計画書(登山届)による把握 現在、長野県、岐阜県において、様々な方法で登山計画書(登山届)を受け付けている。御嶽山に関する登山計画書(登山届)の提出方法は以下のとおりである。 ・オンラインによる届出(コンパス等) ・各登山口での登山計画書(登山届)投函用のポストで受付 ・長野県では観光部、木曽地域振興局においても、登山計画書を郵送等で受付(削除) ・岐阜県では防災課及び警察本部地域課等においても、登山届をメール、FAX、持参又は郵送にて受付 登山計画書(登山届)の提出を各種の広報媒体により、登山客に周知徹底するとともに、他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時における共有体制について検討する。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項

旧（現 行）

新（改 正 案）

警察、消防、県山岳遭難防止対策協会等

登山計画書（登山届）の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォンや携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を検討する。

55

＜登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（全体図）】＞【図 22】

【避難ルート】

(1) 親沢口登山道入口から二ノ池山荘までの入山者
→ 登山道入口方面へ避難
(災害避難場所: 石倉山荘、太人堂、行徳山荘、御蔵口→フエイ飯山奥野原)

※ 覚悟山、二ノ池から上郷は大口村道狭大田(次ページ)参照

(2) 二ノ池山荘から五の池小畑までの入山者
→ 五の池小畑方面へ避難
(災害避難場所: 五の池小畑)

(3) 太人堂から(トラバース経由)三ノ池までの入山者
→ 親沢口登山道入口方面又は五の池小畑方面へ避難
※道内を等々考慮し、双方向を案内
(災害避難場所: 太人堂、五の池小畑)

(4) 親沢口登山道入山者
→ 登山道入口方面へ避難

(5) 王滝口登山道入口(田の原)から王滝頂上山荘までの入山者
(九合谷避難小屋から道の傍)
→ 田の原方面へ避難
(災害避難場所: 田の原避難所、田の原光ヶ丘、田の原山荘)

※ 王滝頂上山荘から上郷及び九合谷避難小屋から道の傍は大口村道狭大田(次ページ)参照

(6) 御蔵口天入山者
→ 五の池小畑方面へ避難
(災害避難場所: 五の池小畑)

※共有する機関：市町村、県、警察、消防、県山岳遭難防止対策協会等

登山計画書（登山届）の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォンや携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を検討する。

＜登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（全体図）】＞【図 22】

【避難ルート】

(1) 親沢口登山道入口から二ノ池山荘までの入山者
→ 登山道入口方面へ避難
(災害避難場所: 石倉山荘、太人堂、行徳山荘、御蔵口→フエイ飯山奥野原)

※ 覚悟山、二ノ池から上郷は大口村道狭大田(次ページ)参照

(2) 二ノ池山荘から五の池小畑までの入山者
→ 五の池小畑方面へ避難
(災害避難場所: 五の池小畑)

(3) 太人堂から(トラバース経由)三ノ池までの入山者
→ 親沢口登山道入口方面又は五の池小畑方面へ避難
※道内を等々考慮し、双方向を案内
(災害避難場所: 太人堂、五の池小畑)

(4) 親沢口登山道入山者
→ 登山道入口方面へ避難

(5) 王滝口登山道入口(田の原)から王滝頂上山荘までの入山者
(九合谷避難小屋から道の傍)
→ 田の原方面へ避難
(災害避難場所: 田の原避難所、田の原光ヶ丘、田の原山荘)

※ 王滝頂上山荘から上郷及び九合谷避難小屋から道の傍は大口村道狭大田(次ページ)参照

(6) 御蔵口天入山者
→ 五の池小畑方面へ避難
(災害避難場所: 五の池小畑)

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

[illegible]

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
60	(3) 観光客への対応 ①観光客避難の考え方 ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流（火砕サージを含む）、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、気象庁から発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。 避難対象区域内の観光施設等はただちに利用者を避難対象区域外の避難所等へ避難させた後、施設を閉鎖し、避難対象区域内に滞在する観光客は、避難対象区域外の避難所等へ避難するものとする。 なお、改正活火山法の施行によりロープウェイの停留所、ホテルや旅館・山小屋、休憩施設、スキー場やキャンプ場等の観光客が利用する施設のうち市町村地域防災計画で指定された施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする「避難確保計画」の作成が義務づけられたため、各観光施設に滞在する観光客の避難方法については、それぞれの施設が作成する「避難確保計画」によるものとする。 ③避難確保計画の作成 火山の噴火時に、迅速かつ円滑に避難するためには、観光客が利用する施設の利用者の安全を確保するための取組が重要なことから、市町村は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付け、当該施設の施設所有者等に対し、「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備させる。 また、市町村は、施設所有者等から「避難確保計画」の作成・公表又は「避難確保計画」に基づく訓練の実施について報告を受けた際には、その内容について十分に検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とするよう努める。 ④外国人観光客への対応	(3) 観光客への対応 ①観光客避難の考え方 ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流（火砕サージを含む）、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、気象庁から発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。 避難対象区域内の観光施設等はただちに利用者を避難対象区域外の避難所等へ避難させた後、施設を閉鎖し、避難対象区域内に滞在する観光客は、避難対象区域外の避難所等へ避難するものとする。 (削除) (削除) ③外国人観光客への対応

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）												
	（新規）	（４）避難促進施設 ① 避難促進施設の指定等 火山の噴火時に、迅速かつ円滑に避難するためには、火口近傍や警戒地域内に位置する施設を利用する者の安全を確保するための取組が重要である。 市町村は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、活動火山対策特別措置法第 6 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、避難促進施設として該当する施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。 避難促進施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする 「避難確保計画」 の作成が義務づけられている。 なお、市町村は、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設における避難確保計画の作成を支援し、利用者等に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備させるとともに、避難確保計画の作成・公表又は避難確保計画に基づく訓練の実施について報告を受けた際には、その内容について十分に検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い避難確保計画とするよう努める。 避難促進施設の名称及び所在地【表 23】 <table><tr><th>施設の名称</th><th>施設の所在地</th></tr><tr><td>黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所</td><td>長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 イ・リ林</td></tr><tr><td>二ノ池山荘</td><td>長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 ム林小班</td></tr><tr><td>石室山荘</td><td>長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 ネ林小班</td></tr><tr><td>女人堂</td><td>長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 レ林小班</td></tr><tr><td>行場山荘</td><td>長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 861 ニ林小班</td></tr></table>	施設の名称	施設の所在地	黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 イ・リ林	二ノ池山荘	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 ム林小班	石室山荘	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 ネ林小班	女人堂	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 レ林小班	行場山荘	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 861 ニ林小班
施設の名称	施設の所在地													
黒沢口御嶽神社頂上祈祷所及び社務所	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 イ・リ林													
二ノ池山荘	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 ム林小班													
石室山荘	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 ネ林小班													
女人堂	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 863 レ林小班													
行場山荘	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 861 ニ林小班													

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																						
		<table><tr><th>施設の名称</th><th>施設の所在地</th></tr><tr><td>御岳ロープウェイ 飯森高原駅舎</td><td>長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 856 ロ林小班</td></tr><tr><td>王滝頂上山荘</td><td>長野県木曽郡王滝村 3165 番地先 御岳国有林 2453 チ林小班</td></tr><tr><td>御嶽神社頂上社務所</td><td>長野県木曽郡王滝村 介奥社</td></tr><tr><td>田の原遥拝所</td><td>長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ロ林小班</td></tr><tr><td>田の原社務所</td><td>長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ホ林小班</td></tr><tr><td>田の原観光センター</td><td>長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班</td></tr><tr><td>田の原山荘</td><td>長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班</td></tr><tr><td>Ontake2240 スキー場</td><td>長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2447 ロ林小班</td></tr><tr><td>下呂市御嶽山五の池小屋</td><td>岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班</td></tr><tr><td>二の池ヒュッテ</td><td>岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班</td></tr></table> ② 避難促進施設の避難支援 避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。 避難促進施設は、火山活動の状況等に応じて、市町村との協議により連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市町村に報告する。 市町村は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。	施設の名称	施設の所在地	御岳ロープウェイ 飯森高原駅舎	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 856 ロ林小班	王滝頂上山荘	長野県木曽郡王滝村 3165 番地先 御岳国有林 2453 チ林小班	御嶽神社頂上社務所	長野県木曽郡王滝村 介奥社	田の原遥拝所	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ロ林小班	田の原社務所	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ホ林小班	田の原観光センター	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班	田の原山荘	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班	Ontake2240 スキー場	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2447 ロ林小班	下呂市御嶽山五の池小屋	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班	二の池ヒュッテ	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班
施設の名称	施設の所在地																							
御岳ロープウェイ 飯森高原駅舎	長野県木曽郡木曽町三岳 1 番地 1 黒沢御岳国有林 856 ロ林小班																							
王滝頂上山荘	長野県木曽郡王滝村 3165 番地先 御岳国有林 2453 チ林小班																							
御嶽神社頂上社務所	長野県木曽郡王滝村 介奥社																							
田の原遥拝所	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ロ林小班																							
田の原社務所	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ホ林小班																							
田の原観光センター	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班																							
田の原山荘	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班																							
Ontake2240 スキー場	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2447 ロ林小班																							
下呂市御嶽山五の池小屋	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班																							
二の池ヒュッテ	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班																							

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	(新規)	9. 災害対策基本法に基づく警戒区域 (1) 警戒区域の設定 市町村は、人の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づいて、警戒区域の設定を行う。また、既に開設されている避難所等や住民、登山者等に対して警戒区域を設定することを周知する。 なお、警戒区域の範囲については、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言も踏まえ協議会等で協議し設定する。 両県は火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、市町村に対して警戒区域の設定について助言を行う。 気象庁、火山専門家等は、市町村が警戒区域を設定する際に、協議会等へ助言を行う。 協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。 両県、市町村、道路管理者は警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所を設置などを行う。なお、道路管理者が未到着であり、警察官が先に到着した場合は、道路管理者の交通規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。 (2) 警戒区域の縮小又は解除 市町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。 気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、市町村や都道府県に助言を行う。 両県、市町村、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか二次被害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な交通規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。なお、道路管理者が未到着であり、警察官が先に到着した場合は、道路管理者の交通規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）								
	（新規）	10．救助・救護 （1）救助活動の体制 ① 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等 両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。 ② 救助活動への支援体制 救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山専門家、山岳ガイド等が技術的な支援を行う。 ③ 活動基準の設定 両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を両県の災害対策本部等の下による協議により設定する。 噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。 気象庁、火山専門家、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。 天候や火山の状態による活動基準（参考：御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書）【表 24】 <table><tr><th>活動基準の種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準</td><td>気象庁が火山活動の監視を行い、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。</td></tr><tr><td>降雨時の活動の再開基準</td><td>降雨停止後 3 時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に搜索活動を安全に実施できると判断した時点から 7 時間先まで降雨の見通しがいいことを確認する。</td></tr><tr><td>火山性ガスによる活動中止判断の基準</td><td>硫化水素（H₂S）：10ppm、二酸化硫黄（SO₂）：2ppm</td></tr></table>	活動基準の種類	内容	火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁が火山活動の監視を行い、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。	降雨時の活動の再開基準	降雨停止後 3 時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に搜索活動を安全に実施できると判断した時点から 7 時間先まで降雨の見通しがいいことを確認する。	火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素（H ₂ S）：10ppm、二酸化硫黄（SO ₂ ）：2ppm
活動基準の種類	内容									
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁が火山活動の監視を行い、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。									
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後 3 時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に搜索活動を安全に実施できると判断した時点から 7 時間先まで降雨の見通しがいいことを確認する。									
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素（H ₂ S）：10ppm、二酸化硫黄（SO ₂ ）：2ppm									

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
		④ 救助活動の範囲 両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家、地方整備局等からの監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。 ⑤ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定 両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。 両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。 （２）住民等の救助活動 ① 避難者情報及び要救助者情報の集約・整理 両県、市町村、警察等は、避難行動要支援者を含む避難者情報及び要救助者情報により情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。 ② 搜索・救助活動 両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報及び要救助者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。 （３）登山者等の救助活動 ① 避難者情報及び要救助者情報の集約・整理 両県、市町村、警察等は、登山届等と火口周辺施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報及び要救助者情報を照合することにより情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。 ② 搜索・救助活動 両県、市町村、警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された避難者情報及び要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
61	9. 訓練・普及啓発活動	できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。 （4） 医療活動 両県、市町村は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。 また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。 1 1. 訓練・普及啓発活動

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	御嶽山火山防災計画資料編	御嶽山火山防災 避難 計画資料編
65	御嶽山火山防災協議会規約 第 2 章 協議会の組織 （幹事会） 第 5 条 協議会の行う所掌事項の内容検討のため、行政機関実務者による「御嶽山火山防災協議会長野県幹事会」（以下「長野県幹事会」という。）並びに、「御嶽山火山防災協議会岐阜県幹事会」（以下「岐阜県幹事会」という。）を設置する。 2 幹事会は長野県、岐阜県で個別に構成し、必要に応じ合同で幹事会を行うことができる。 3 長野県幹事会、岐阜県幹事会（以下「各幹事会」という）は別表 2 で規定する幹事にて構成する。 4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地方事務所地域政策課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課長、王滝村総務課長及び上松町総務課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理室担当部長及び下呂市防災情報課長とする。 5 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。	御嶽山火山防災協議会規約 第 2 章 協議会の組織 （幹事会） 第 5 条 協議会の行う所掌事項の内容検討のため、行政機関実務者による「御嶽山火山防災協議会長野県幹事会」（以下「長野県幹事会」という。）並びに、「御嶽山火山防災協議会岐阜県幹事会」（以下「岐阜県幹事会」という。）を設置する。 2 幹事会は長野県、岐阜県で個別に構成し、必要に応じ合同で幹事会を行うことができる。 3 長野県幹事会、岐阜県幹事会（以下「各幹事会」という）は別表 2 で規定する幹事にて構成する。 4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課危機管理室長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。 5 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
66	第 3 章 協議会の会議 （事務局） 第 8 条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曽地方事務所地域政策課、木曽町総務課、王滝村総務課、上松町総務課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理室及び下呂市防災情報課が合同で行う。 （新規） （新規） （新規）	第 3 章 協議会の会議 （事務局） 第 8 条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曽地域振興局総務管理課、木曽町総務課危機管理室、王滝村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。 附 則 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この規約は、平成 30 年 2 月 14 日から施行する。 附 則 この規約は、平成 31 年 2 月 13 日から施行する。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																																										
67	別表 1 <table> <tr> <th>区分 (法第 4 条第 2 項中該当する号)</th><th>所属</th><th>職名（氏名）</th></tr> <tr> <td>第 7 号</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">第 8 号</td><td>木曽町観光協会</td><td>会長</td></tr> <tr> <td>王滝総合観光事務所</td><td>理事長</td></tr> <tr> <td>株式会社御嶽リゾート</td><td>社長</td></tr> </table>	区分 (法第 4 条第 2 項中該当する号)	所属	職名（氏名）	第 7 号	(新規)	(新規)	第 8 号	木曽町観光協会	会長	王滝総合観光事務所	理事長	株式会社御嶽リゾート	社長	別表 1 <table> <tr> <th>区分 (法第 4 条第 2 項中該当する号)</th><th>所属</th><th>職名（氏名）</th></tr> <tr> <td>第 7 号</td><td>国立大学法人信州大学農学部</td><td>教授 平松 晋也</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 8 号</td><td>一般社団法人木曽おんたけ観光局</td><td>代表理事</td></tr> <tr> <td>株式会社王滝ツーリズム</td><td>代表取締役</td></tr> </table>	区分 (法第 4 条第 2 項中該当する号)	所属	職名（氏名）	第 7 号	国立大学法人信州大学農学部	教授 平松 晋也	第 8 号	一般社団法人木曽おんたけ観光局	代表理事	株式会社王滝ツーリズム	代表取締役																		
区分 (法第 4 条第 2 項中該当する号)	所属	職名（氏名）																																										
第 7 号	(新規)	(新規)																																										
第 8 号	木曽町観光協会	会長																																										
	王滝総合観光事務所	理事長																																										
	株式会社御嶽リゾート	社長																																										
区分 (法第 4 条第 2 項中該当する号)	所属	職名（氏名）																																										
第 7 号	国立大学法人信州大学農学部	教授 平松 晋也																																										
第 8 号	一般社団法人木曽おんたけ観光局	代表理事																																										
	株式会社王滝ツーリズム	代表取締役																																										
68	別表 2 [長野県幹事会] <table> <tr> <th>所属</th><th>役職</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>長野県木曽地方事務所地域政策課</td><td>課長</td><td>幹事長</td></tr> <tr> <td>木曽町総務課</td><td>課長</td><td>副幹事長</td></tr> <tr> <td>上松町総務課</td><td>課長</td><td>副幹事長</td></tr> </table> [岐阜県幹事会] <table> <tr> <th>所属</th><th>役職</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>高山市危機管理室</td><td>担当部長</td><td>副幹事長</td></tr> <tr> <td>下呂市防災情報課</td><td>課長</td><td>副幹事長</td></tr> </table>	所属	役職	備考	長野県木曽地方事務所地域政策課	課長	幹事長	木曽町総務課	課長	副幹事長	上松町総務課	課長	副幹事長	所属	役職	備考	高山市危機管理室	担当部長	副幹事長	下呂市防災情報課	課長	副幹事長	別表 2 [長野県幹事会] <table> <tr> <th>所属</th><th>役職</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>長野県木曽地域振興局総務管理課</td><td>課長</td><td>幹事長</td></tr> <tr> <td>木曽町総務課危機管理室</td><td>室長</td><td>副幹事長</td></tr> <tr> <td>上松町危機管理課</td><td>課長</td><td>副幹事長</td></tr> </table> [岐阜県幹事会] <table> <tr> <th>所属</th><th>役職</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>高山市危機管理課</td><td>課長</td><td>副幹事長</td></tr> <tr> <td>下呂市危機管理課</td><td>課長</td><td>副幹事長</td></tr> </table>	所属	役職	備考	長野県木曽地域振興局総務管理課	課長	幹事長	木曽町総務課危機管理室	室長	副幹事長	上松町危機管理課	課長	副幹事長	所属	役職	備考	高山市危機管理課	課長	副幹事長	下呂市危機管理課	課長	副幹事長
所属	役職	備考																																										
長野県木曽地方事務所地域政策課	課長	幹事長																																										
木曽町総務課	課長	副幹事長																																										
上松町総務課	課長	副幹事長																																										
所属	役職	備考																																										
高山市危機管理室	担当部長	副幹事長																																										
下呂市防災情報課	課長	副幹事長																																										
所属	役職	備考																																										
長野県木曽地域振興局総務管理課	課長	幹事長																																										
木曽町総務課危機管理室	室長	副幹事長																																										
上松町危機管理課	課長	副幹事長																																										
所属	役職	備考																																										
高山市危機管理課	課長	副幹事長																																										
下呂市危機管理課	課長	副幹事長																																										

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成31年2月13日御嶽山火山防災協議会

項

69

旧（現 行）

新（改 正 案）

御嶽山の噴火警戒レベル					
予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・ 入山者等への対応※	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	機関な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)は居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等、登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 過去事例 1979年10月28日: 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとする。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想。 ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
			火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて火口周辺への立入規制等。
噴火予報	火口内等	1 (とに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2008年3月現在、八丁だるみ内規制中)。	●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

(出典: 気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」)

御嶽山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

●平成30年9月現在、地元自治体が、一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制しています。最新の規制状況の詳細については、地元自治体(木曽町、王滝村、下高市)に確認して下さい。

●この図は79-7火口で噴火した場合の噴火警戒レベル2(火口周辺規制)及び3(入山規制)の規制範囲を示しています。

●レベル3は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。

●居住地域で影響が及ぶ場合にはレベル4(避難準備)及び5(避難)となります。

※1979年の噴火で発生した火口のうち、現在も噴火活動が継続している火口です。

噴火警報等で発表する
噴火警戒レベル

●噴火警戒レベルとは、噴火時に危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の段階に区分したものです。

●各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています(レベル1は「避難」、レベル2は「入山規制」、レベル3は「火口周辺規制」、レベル4は「避難準備」、レベル5は「避難」)。

●対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

御嶽山 噴火警戒レベルに応じた防災対応(レベル2~3、想定火口: 79-7火口)

気象庁地質火山部火山課 火山監視・警報センター
TEL: 03-3212-6341(内線453) <https://www.jma.go.jp/>
●長野地方気象台
TEL: 026-532-5773 <https://www.jma-net.go.jp/nagano/>
●長野地方気象台
TEL: 026-271-4100 <https://www.jma-net.go.jp/gifu/>

(出典: 気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」)

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成31年2月13日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）																																
		 御嶽山の噴火警戒レベル <table><thead><tr><th>予報 警報</th><th>対象 範囲</th><th>レベル (色・数字)</th><th>火山活動の状況</th><th>住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応</th><th>想定される現象等</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">噴火警報</td><td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td><td>5 (避難)</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td><td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td><td>●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（噴霧期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 被害事例 有史以降の事例なし。</td></tr><tr><td>4 (避難準備)</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td><td>警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。</td><td>●噴火活動の激化により、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（噴霧期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 被害事例 有史以降の事例なし。</td></tr><tr><td rowspan="2">火口周辺警報</td><td rowspan="2">火口から居住地域近くまで</td><td>3 (入山規制)</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活、状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。</td><td>●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 被害事例 1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面（79-1～10火口）で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があると予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想。 ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 被害事例 有史以降の事例なし。</td></tr><tr><td>2 (火口周辺規制)</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。</td><td>●地震活動の激化や地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。 被害事例 2007年3月後半：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月：山頂部直下でわずかな山体崩壊及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月：火山性地震・微動の増加 ●小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 被害事例 有史以降の事例なし。</td></tr><tr><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1 (火口内規制)</td><td>火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td><td>状況に応じて火口内への立入規制等。 （現在、地元自治体が一帯の登山者を誘導し、火口から概ね1kmまで立入規制中）</td><td>●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。</td></tr></tbody></table> 注1）ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに降塵を帯びて飛散するものとする。 注2）噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。 ※このレベル表は地元自治体等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。 ●最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 https://www.jma.go.jp/jma/index.html 	予報 警報	対象 範囲	レベル (色・数字)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（噴霧期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 被害事例 有史以降の事例なし。	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	●噴火活動の激化により、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（噴霧期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 被害事例 有史以降の事例なし。	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 被害事例 1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面（79-1～10火口）で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があると予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想。 ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 被害事例 有史以降の事例なし。	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の激化や地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。 被害事例 2007年3月後半：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月：山頂部直下でわずかな山体崩壊及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月：火山性地震・微動の増加 ●小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 被害事例 有史以降の事例なし。	噴火予報	火口内等	1 (火口内規制)	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 （現在、地元自治体が一帯の登山者を誘導し、火口から概ね1kmまで立入規制中）	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。
予報 警報	対象 範囲	レベル (色・数字)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等																													
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（噴霧期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 被害事例 有史以降の事例なし。																													
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	●噴火活動の激化により、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（噴霧期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 被害事例 有史以降の事例なし。																													
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 被害事例 1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面（79-1～10火口）で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があると予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想。 ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 被害事例 有史以降の事例なし。																													
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の激化や地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。 被害事例 2007年3月後半：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月：山頂部直下でわずかな山体崩壊及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月：火山性地震・微動の増加 ●小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 被害事例 有史以降の事例なし。																													
噴火予報	火口内等	1 (火口内規制)	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 （現在、地元自治体が一帯の登山者を誘導し、火口から概ね1kmまで立入規制中）	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。																													

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項

旧 (現 行)

新 (改 正 案)

70

女人堂火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-8329-1385

【情報伝達図】

【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月中旬～10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て スタッフ5～8名
収容人員120名(緊急時最大受入可能数250人)
発動発電機(5kVA 予備燃料 400?)2台
食料 約600食・水10t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット150個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個
折畳み担架 AED 災害多人数用応急箱

【関係機関】

名称
長野県木曽警察署
三岳警察官駐在所
木曽広域消防本部
木曽消防署
長野県立木曽病院
木曽みたけ診療所
中部森林管理局木曽森林管理署
長野県木曽地方事務所
木曽町役場
木曽町役場 三岳支所
木曽町観光協会

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
啓発チラシの配布

71

行場山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-4380-5200

【情報伝達図】

【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月中旬～10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て スタッフ5～7名
収容人員80名(緊急時最大受入可能数200人)
発動発電機(5kVA 予備燃料 200?)2台
食料 約500食・水2t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個
折畳み担架 AED 災害多人数用応急箱

【関係機関】

名称
長野県木曽警察署
三岳警察官駐在所
木曽広域消防本部
木曽消防署
長野県立木曽病院
木曽みたけ診療所
中部森林管理局木曽森林管理署
長野県木曽地方事務所
木曽町役場
木曽町役場 三岳支所
木曽町観光協会

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
啓発チラシの配布

女人堂火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-8329-1385

【情報伝達図】

【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月中旬～10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て スタッフ5～8名
収容人員120名(緊急時最大受入可能数250人)
発動発電機(5kVA 予備燃料 400?)2台
食料 約600食・水10t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット150個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個
折畳み担架 AED 災害多人数用応急箱

【関係機関】

名称
長野県木曽警察署
三岳警察官駐在所
木曽広域消防本部
木曽消防署
長野県立木曽病院
木曽みたけ診療所
中部森林管理局木曽森林管理署
長野県木曽地域振興局
木曽町役場
木曽町役場 三岳支所
一般社団法人木曽おんたけ観光局

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
啓発チラシの配布

行場山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-4380-5200

【情報伝達図】

【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月中旬～10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て スタッフ5～7名
収容人員80名(緊急時最大受入可能数200人)
発動発電機(5kVA 予備燃料 200?)2台
食料 約500食・水2t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個
折畳み担架 AED 災害多人数用応急箱

【関係機関】

名称
長野県木曽警察署
三岳警察官駐在所
木曽広域消防本部
木曽消防署
長野県立木曽病院
木曽みたけ診療所
中部森林管理局木曽森林管理署
長野県木曽地域振興局
木曽町役場
木曽町役場 三岳支所
一般社団法人木曽おんたけ観光局

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
啓発チラシの配布

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項

旧 (現 行)

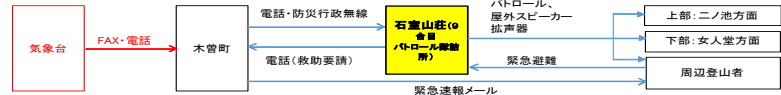
新 (改 正 案)

72

石室山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-8873-9761

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

ハトロール隊による緊急避難受入
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個 毛布100枚
折畳み担架 AED 災害多人数用救急箱
ハトロール隊の常駐所



【関係機関】

名 称	
(山上施設等)	(山麓施設)
御嶽山安全ハトロール隊	御嶽山安全ハトロール隊
二ノ池本館	長野県木曽警察署
女人堂	三岳警察官駐在所
行場山荘	木曽広域消防本部
五の池小屋	木曽消防署
御岳ロープウェイ	長野県立木曽病院
↑ハトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。	木曾みたびけ診療所
	中部森林管理局木曽森林管理署
	長野県木曽地方事務所
	木曽町役場
	木曽町役場 三岳支所
	木曽町観光協会

【噴火時の対応】

緊急避難場所として登山者等の受入れ
施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁木曽町からの噴火情報の収集

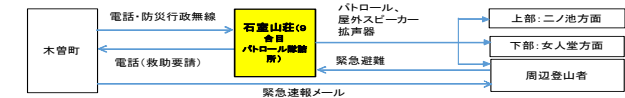
【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
御嶽山安全ハトロール隊立寄所・登山指導所として使用

石室山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-8873-9761

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

ハトロール隊による緊急避難受入
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個 毛布100枚
折畳み担架 AED 災害多人数用救急箱
ハトロール隊の常駐所



【関係機関】

名 称	
(山上施設等)	(山麓施設)
御嶽山安全ハトロール隊	御嶽山安全ハトロール隊
二ノ池山荘	長野県木曽警察署
女人堂	三岳警察官駐在所
行場山荘	木曽広域消防本部
五の池小屋	木曽消防署
御岳ロープウェイ	長野県立木曽病院
↑ハトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。	木曾みたびけ診療所
	中部森林管理局木曽森林管理署
	長野県木曽地域振興局
	木曽町役場
	木曽町役場 三岳支所
	一般社団法人木曾おんたけ観光局

【噴火時の対応】

緊急避難場所として登山者等の受入れ
施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁木曽町からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

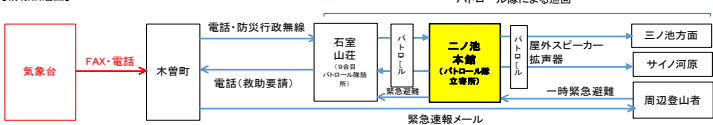
通信機器・防災用品の点検
御嶽山安全ハトロール隊立寄所・登山指導所として使用

73

二ノ池本館火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-7000-5780

【情報伝達図】



【一時緊急避難場所としての機能】

ハトロール隊による緊急避難受入
防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個 毛布100枚
折畳み担架 AED 災害多人数用救急箱
常時施設開放

【噴火時の対応】

避難登山者等の一時受入れ
(一時避難後、ハトロール隊による下山誘導)

【平時の防災対応】

御嶽山安全ハトロール隊立寄所・登山指導所として使用

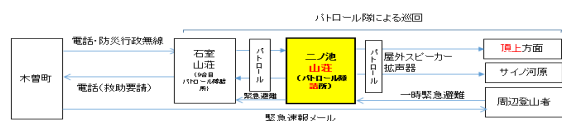
【関係機関】

名 称	
(山上施設等)	(山麓施設)
御嶽山安全ハトロール隊	長野県木曽警察署
石室山荘	三岳警察官駐在所
女人堂	木曽広域消防本部
行場山荘	木曽消防署
五の池小屋	長野県立木曽病院
御岳ロープウェイ	木曾みたびけ診療所
↑ハトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。	中部森林管理局木曽森林管理署
	長野県木曽地方事務所
	木曽町役場
	木曽町役場 三岳支所
	木曽町観光協会

二ノ池山荘火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-7000-5780

【情報伝達図】



【一時緊急避難場所としての機能】

ハトロール隊による緊急避難受入
防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個 毛布100枚
折畳み担架 AED 災害多人数用救急箱
常設期間 7月中旬～10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て
収容人員70名(緊急時最大受入可能数100人)
発電機(6KVA 予備燃料400?)2台
建物屋根及び山頂側壁面は噴石対策(アラミド)済みH30

【噴火時の対応】

避難登山者等の一時受入れ
(一時避難後、ハトロール隊による下山誘導)

【平時の防災対応】

御嶽山安全ハトロール隊立寄所・登山指導所として使用

【関係機関】

名 称	
(山上施設等)	(山麓施設)
御嶽山安全ハトロール隊	長野県木曽警察署
石室山荘	三岳警察官駐在所
女人堂	木曽広域消防本部
行場山荘	木曽消防署
五の池小屋	長野県立木曽病院
御岳ロープウェイ	木曾みたびけ診療所
↑ハトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。	中部森林管理局木曽森林管理署
	長野県木曽地域振興局
	木曽町役場
	木曽町役場 三岳支所
	一般社団法人木曾おんたけ観光局

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項

旧 (現 行)

新 (改 正 案)

(新規)

黒沢口御嶽神社頂上祈禱所及び社務所火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-1867-6406 (宮司)

【情報伝達図】

パトロール隊による巡回

【一時緊急避難場所としての機能】

パトロール隊による緊急避難受入
木造2階建て
収容人員10名 (緊急時最大受入可能数30人)
建物屋根及び山頂側壁面は噴石対策(アラミド)済みH30

【関係機関】

名 称

(山上施設等)	(山麓施設)
御嶽山安全パトロール隊	長野県木曽警察署
石室山荘	三岳警察官駐在所
女人堂	木曽広域消防本部
行場山荘	木曽消防署
五の池小屋	長野県立木曽病院
御岳ロープウェイ	木曽みたび診療所
二ノ池山荘	中部森林管理局木曽森林管理署
↑パトロール隊を經由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。	長野県木曽地域振興局
	木曽町役場
	木曽町役場 三岳支所
	一般社団法人木曽おんたけ観光局

【噴火時の対応】

避難登山者等の一時受入れ
(一時避難後、パトロール隊による下山誘導)

【平時の防災対応】

御嶽山安全パトロール隊立寄所として使用

五の池小屋火山災害時防災対応図

【情報伝達図】

【緊急避難場所としての機能】

営業期間 6月1日から10月15日
木造2階建て スタッフ2～5名(夜間も常駐)
収容人員100名 (緊急時最大受入可能数120人)
発動発電機 (5kVA、3kVA各1台 予備燃料400?)
食料 約500食・水 3～7t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個
ゴーグル100個 マスク100枚
ヘッドライト30個 折畳み担架 AED

【関係機関】

名 称
岐阜県下呂警察署
落合警察官駐在所
下呂市消防本部
下呂温泉病院
下呂市立小坂診療所
中部森林管理局岐阜森林管理署
岐阜県飛騨県事務所
下呂市役所
下呂市役所 小坂振興事務所
飛騨小坂観光協会
濁河温泉管理組合

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
下呂警察署・下呂市等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・下呂市等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
施設利用者及び周辺登山者への啓発(チラシ配布等)

五の池小屋火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-7612-2458

【情報伝達図】

【緊急避難場所としての機能】

営業期間 6月上旬から10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て スタッフ2～5名(夜間も常駐)
本館屋根は噴石対策(アラミド)済み(H28)
収容人員100名 (緊急時最大受入可能数120人)
発動発電機 (5kVA、3kVA各1台 予備燃料400?)
食料 約500食・水 3～7t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個
ゴーグル100個 マスク100枚
ヘッドライト30個 折畳み担架 AED

【関係機関】

名 称
岐阜県下呂警察署
落合警察官駐在所
下呂市消防本部
下呂温泉病院
下呂市立小坂診療所
中部森林管理局岐阜森林管理署
岐阜県飛騨県事務所
下呂市役所
下呂市役所 小坂振興事務所
飛騨小坂観光協会
濁河温泉管理組合

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
下呂警察署・下呂市等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・下呂市等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
施設利用者及び周辺登山者への啓発(チラシ配布等)

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧 (現 行)	新 (改 正 案)
---	---------	-----------

(新規)

二の池ヒュッテ火山災害時防災対応図

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月上旬から10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て スタッフ3名(夜間も常駐)
収容人員48名(緊急時最大受入可能数100人)
発電発電機 (6kVA 2台 予備燃料400?)
食料 約300食・水 5~9t
衛星電話・携帯電話
防災ヘルメット50個
ゴーグル50個 マスク90枚
ヘッドライト50個



【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
下呂警察署・下呂市等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・下呂市等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

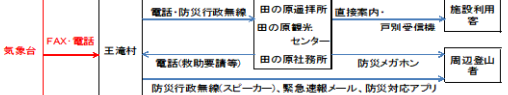
通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
施設利用者及び周辺登山者への啓発(チラシ配布等)

【関係機関】

名称
岐阜県下呂警察署
落合警察官駐在所
下呂市消防本部
下呂温泉病院
下呂市立小坂診療所
中部森林管理局岐阜森林管理署
岐阜県森林事務所
下呂市役所
下呂市役所 小坂振興事務所
飛騨小坂観光協会
瀬河温泉管理組合

「田の原選拝所・登山道入口」火山災害時防災対応

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

項目	田の原選拝所	田の原観光センター (田の原山荘)	田の原社務所
営業期間等	未定	未定	未定
スタッフ	未定	未定	未定
建物構造	鉄骨平屋建て	RC一部木造3階建て	木造2階建て
緊急時最大受入可能数	約100名	約450名 (収容人数:20名)	約50名
電源	商用電源	商用電源	商用電源
水	水道水	水道水	水道水
防災ヘルメット	100個	100個	50個
懐中電灯	有	有	有
電話	携帯電話	固定電話	固定電話
防災行政無線戸別受信機	有	有	有
AED	1台	1台	有
監視カメラ	1基	—	—

※田の原山荘は田の原観光センターに併設

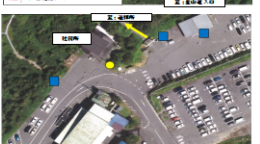
【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として避難者等の受入れ
木曾警察署・王滝村等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・王滝村等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施

【防災設備設置位置図】

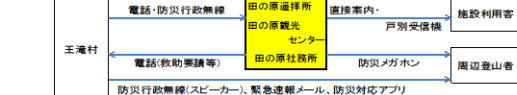


【関係機関】

名称
長野県木曾警察署
王滝村警察官駐在所
木曾広域消防本部
木曾消防署
県立木曾病院
王滝村診療所
中部森林管理局木曾森林管理署
木曾地先事務所
王滝村役場
王滝観光協会事務所

「田の原選拝所・登山道入口」火山災害時防災対応

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

項目	田の原選拝所	田の原観光センター (田の原山荘)	田の原社務所
営業期間等	未定	未定	未定
スタッフ	未定	未定	未定
建物構造	鉄骨平屋建て	RC一部木造3階建て	木造2階建て
緊急時最大受入可能数	約100名	約450名 (収容人数:20名)	約50名
電源	商用電源	商用電源	商用電源
水	水道水	水道水	水道水
防災ヘルメット	100個	100個	50個
懐中電灯	有	有	有
電話	携帯電話	固定電話	固定電話
防災行政無線戸別受信機	有	有	有
AED	1台	1台	有
監視カメラ	1基	—	—

※田の原山荘は田の原観光センターに併設

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として避難者等の受入れ
木曾警察署・王滝村等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・王滝村等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施

【防災設備設置位置図】



【関係機関】

名称
長野県木曾警察署
王滝村警察官駐在所
木曾広域消防本部
木曾消防署
県立木曾病院
王滝村診療所
中部森林管理局木曾森林管理署
木曾地先事務所
王滝村役場
一般社団法人木曾おんたけ観光局

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項

旧(現行)

新(改正案)

77

■御岳ロープウェイ緊急避難連絡系統図(火山噴火災害)

緊急連絡先: 0264-46-2525

■防災対策

- ★ 防災設備開通
 - 大型サイレン(2機新設)をゴンドラ山頂 極森高原駅舎に設置
 - 避難施設案内看板(2か所)の設置
 - 拡声器(12)
 - ヘルメット(500)
 - マスク(1000)
 - ゴーグル(1000)
 - 毛布(300)
 - 応急手当備品(災害多人救急用箱)、AED
 - 担架、バックボード
- ★ 情報伝達
 - 緊急連絡メール(木曾町)
 - 案内看板
 - 啓発チラシ
- ★ その他
 - 緊急避難マニュアルの作
 - 避難施設明記の御岳ロープウェイイラストマップの作成

※関係機関

関係機関
木曾消防署
木曾広域消防本部
木曾警察署
三島駐在所
木曾町役場
三島支所
国立木曾病院
北陸信越運輸局
中部電力木曾福島営業所
松本労働基準監督署
木曾森林管理署
木曾地方事務所
行徳小
安人堂
五の池小

【避難施設(約1,700名収容)】

施設	収容人数
山頂駅舎	50名
山頂レストラン(ジーベン)	150名
センターハウス	1,500名

■御岳ロープウェイ緊急避難連絡系統図(火山噴火災害)

緊急連絡先: 0264-46-2525

■防災対策

- ★ 防災設備開通
 - 大型サイレン(2機新設)をゴンドラ山頂 極森高原駅舎に設置
 - 避難施設案内看板(2か所)の設置
 - 拡声器(12)
 - ヘルメット(500)
 - マスク(1000)
 - ゴーグル(1000)
 - 毛布(300)
 - 応急手当備品(災害多人救急用箱)、AED
 - 担架、バックボード
- ★ 情報伝達
 - 緊急連絡メール(木曾町)
 - 案内看板
 - 啓発チラシ
- ★ その他
 - 緊急避難マニュアルの作
 - 避難施設明記の御岳ロープウェイイラストマップの作成

※関係機関

関係機関
木曾消防署
木曾広域消防本部
木曾警察署
三島駐在所
木曾町役場
三島支所
国立木曾病院
北陸信越運輸局
中部電力木曾福島営業所
松本労働基準監督署
木曾森林管理署
木曾地方事務所
行徳小
安人堂
五の池小

【避難施設(約1,700名収容)】

施設	収容人数
山頂駅舎	50名
山頂レストラン(ジーベン)	150名
センターハウス	1,500名

79

「開田高原マイアスキー場」緊急避難連絡系統図(火山災害)

緊急連絡先: 0264-44-1111

※関係機関

関係機関
木曾消防署
木曾広域消防本部
木曾警察署
開田高原駐在所
木曾町役場
開田高原支所
国立木曾病院
田沢病院
北陸信越運輸局
中部電力木曾福島営業所
松本労働基準監督署
木曾森林管理署
開田森林事務所
木曾地方事務所

【避難施設(約2,500名収容)】

施設	収容人数	誘導対象者
山頂シェンター	約 50 名	第2クワッドリフト乗客
第1クワッドリフト格納庫	約 350 名	第1クワッドリフト乗客、第2クワッドリフト乗客、滑走者
ティールン	約 100 名	同上
センターハウス	約 2,000 名	第1クワッドリフト乗客、滑走者

「開田高原マイアスキー場」緊急避難連絡系統図(火山災害)

緊急連絡先: 0264-44-1111

※関係機関

関係機関
木曾消防署
木曾広域消防本部
木曾警察署
開田高原駐在所
木曾町役場
開田高原支所
国立木曾病院
田沢病院
北陸信越運輸局
中部電力木曾福島営業所
松本労働基準監督署
木曾森林管理署
開田森林事務所
木曾地方事務所

【避難施設(約2,500名収容)】

施設	収容人数	誘導対象者
山頂シェンター	約 50 名	第2クワッドリフト乗客
第1クワッドリフト格納庫	約 350 名	第1クワッドリフト乗客、第2クワッドリフト乗客、滑走者
ティールン	約 100 名	同上
センターハウス	約 2,000 名	第1クワッドリフト乗客、滑走者

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

[illegible]

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項

84

旧（現 行）

御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移

※ 平成 26 年 9 月 27 日噴火の対応 平成 28 年 3 月 29 日現在噴火活動及び規制対応継続中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
85	用 語 説 明 ＜気象庁が発表する情報＞ ○噴火警報 噴火に伴って、生命に危険が及ぶ火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する警報。 ○噴火予報 火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する予報。また、噴火警報の解除する場合にも、噴火予報を発表する。 ○噴火警戒レベル 火山活動の状況に応じて、警戒が必要な範囲と防災機関や住民等のとるべき防災対応を 5 段階に区別して発表する指標。噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は警戒が必要な範囲を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。 御嶽山では、御嶽山火山対策会議（長野県）及び御嶽山火山性地震等防災対策 絡会議（岐阜県）を構成する市町村や県等の防災機関で、レベルに応じた具体的な防対応等の検討が重ねられ、「御嶽山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」を各県ごとに取り交わし、平成 20 年 3 月 31 日に運用が開始された。 ○噴火速報 登山者や周辺住民に、噴火が発生したことをいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。気象庁のホームページや情報端末等で知ることができる。 ○火山解説情報（火山の状況に関する解説情報） 火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する。 ○降灰予報 噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を伝える。噴火直後には、カゼに流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。	用語集 火口噴出型泥流（熱泥流） 噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すもの。含まれる水は基本的に高温（お湯）の可能性がある。 火砕サージ 火砕流の一種であるが、流れに含まれる岩片や火山灰の濃度が薄いものである。高速で、広範囲に流れ下る。火砕流と同様に危険な現象。 火砕流 岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、高速で流れ下り、場合によってはその速度が 100km/h を超えることもある。このため発生を確認してから、避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温になることも多く、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。 火山ガス マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出されたもの。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。 2000 年からの三宅島の活動では、多量の火山ガス（二酸化硫黄）の放出によって居住地域への影響が続いたため、住民は 4 年半におよぶ長期の避難生活を強いられた。 火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせるもの。 火山活動解説資料 地図や図表も用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、気象庁から定期的または必要に応じて臨時に発表される資料。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	＜火山現象＞ ○水蒸気噴火 マグマから分離して地下に蓄えられた水蒸気、あるいはマグマから伝わった熱により火山体内の地下水が過熱され生じた高温高压の水蒸気によって起こる爆発的な噴火。 ○マグマ噴火 マグマが火口から噴出する現象。噴火様式はマグマの性質によってハワイ式噴火、ストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、プレー式噴火、プリニー式噴火、ウルトラプリニー式噴火等がある。 ○火山灰 火口から噴出する固形物のうち直径 2 mm 未満のもの。 ○噴石 噴火に伴って、火口から吹き飛ばされる固形物で、時には、火口から数 k m 程度まで飛散することがある。噴石の大きさにより、風の影響の程度が違い飛散範囲が大きく異なることから気象庁では、「弾道を描いて飛散する大きな噴石」と「風に流されて降る小さな噴石」に区別している。なお、学術的には火口から噴出する固形物のうち 2～64mm を火山礫、64mm 以上を火山岩塊と呼んでいる。 ○火砕流 火山灰や岩塊、火山ガスや水蒸気などが一体となって急速に山体を流下する現象。時速数十 k m から数百 k m で流れることが多く、温度は数百℃にも達する。 ○火砕サージ 火砕流の周辺に発生する低密度の火砕物（火山灰や噴石）と火山ガスの流れのこと。密度は、火砕流と比較するとはるかに小さいが、火砕流と同程度の温度であり、その威力は砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々。 ○溶岩流 マグマが火口から噴出し、高温の液体として地表を流れ下る現象。地形や溶岩の温度・組成等により流下速度は変化する。 ○融雪型火山泥流 雪が山頂付近に積もっている時期に噴火に伴い高温の火砕流などが発生すると、その熱により雪が溶け、土砂、火山灰等と一緒に斜面を高速で流れ下る現象。 ○火山ガス 火口や噴気孔から噴出するガス。マグマに溶け込んでいたガスやマグマから放	火山性地震、火山性微動 火山性地震は火山体およびその近傍で発生する地震の総称で、どのような特徴に注目して分類するかによって多くの分類法があり、世界共通の定義はない。分類法のひとつは火山近傍で発生する地震の「見た目」に注目するもので、周期が短く波形の立ち上がりがはっきりした地震を A 型地震、周期がやや長く波形の立ち上がりが不明瞭な地震を B 型地震と呼ぶものがある。これらの地震以外にも、火山性微動と呼ばれる火山で観測される震動があり、「火山性地震」に比べ継続時間が長いものを指す。 一般に、高周波成分の卓越する地震は岩盤の破壊、低周波成分の卓越する地震はガスやマグマ等の流体の振動、火山性微動はそれらの流体の移動に対応することが多いとされるが明確に分類できるものでもない。 火山性地震の発生の推移で、噴火の前は A 型地震の頻発、B 型地震および火山性微動の頻発という順番で噴火に至るという特徴を持った火山があり、発生する火山性地震のタイプ、震源の移動等を把握することが、噴火の予測の手がかりとなることがある。 火山の状況に関する解説情報 気象庁が発表する火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時解説する情報、テキスト形式。噴火警戒レベルの引き上げ基準に達しない程度に火山活動が高まったと判断した場合、または高まりが否定できない場合、「臨時」であることを明記し情報が発表される。 火山噴火予知連絡会 火山噴火予知計画（昭和 48 年文部省測地学審議会（現文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科会）建議）により、関係機関の研究および業務に関する成果及び情報の交換、火山現象についての総合的判断を行うこと等を目的として、昭和 49 年に設置された気象庁長官の諮問機関。この連絡会は、学識経験者及び関係機関の専門家から構成されており、気象庁が事務局を担当している。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	出されたガスも含む。 <u>○空振</u> 噴火等に伴って発生する空気の振動。 <u>○火山性地震</u> 火山体またはその周辺で発生する火山活動に起因する地震。マグマの移動に伴って、周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマ自体の振動によって起こるものがある。学術的な定義は無い。 <u>○火山性微動</u> マグマの移動、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動。火山活動が活発化した時や火山が噴火した際に多く観測される。 <u>○降灰後土石流</u> 降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流。降灰に覆われた山域では、溪流内の斜面の浸透性が低下することにより、降雨時に斜面からの流水が谷筋に集中して著しく侵食が進む。このため、通常の土石流よりも少ない雨量で発生し、広い範囲に大量の土砂が流出するおそれがある。 <その他> <u>○噴火シナリオ</u> 将来の噴火に備えた防災対策を検討するため、幾つかの噴火のケースを想定し、噴火に伴う現象とその規模や被害等の影響範囲について、それらの推移を時系列として示したもの。 <u>○火山ハザードマップ</u> 各火山災害要因（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したもの。 <u>○火山防災マップ</u> 火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難計画に基づく避難対象地域、避難先、避難経路、被弾手段等に関する情報のほか、噴火警報等の解説、住民や一時滞在者への情報伝達手段等）を付加して作成したもの。 <u>○警戒が必要な範囲</u> 噴火に伴って、生命に危険が及ぶ火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、生命に危険が及ぶ範囲として、気象庁が噴火警報の中で明示する範囲を指す。	火山礫（れき） 噴火によって噴出される噴石や火山灰などの固形物の物質は大きさによって分類されており、そのうちの一つ。直径が 2～64 ミリメートルのものを指す。なお、直径が 64 ミリメートルよりも大きいものを「火山岩塊」、2 ミリメートルより小さいものを「火山灰」と呼ぶ。 活火山 活動的で現在噴火しているか、近い将来噴火する可能性のある火山。「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山とすることを平成 15（2003）年に火山噴火予知連絡会が定義した。現在、日本には 111 の活火山がある。 空振 爆発により発生する空気の振動現象。火山の噴火、火砕流の流下などに伴い発生する。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。 傾斜計 地盤の傾きを測定する機器で、地震や火山活動に伴う地殻変動の監視に用いる。 好条件下に設置された機器では 1,000km 先の地盤が 1mm 程度上下してもその変化を検出する精度がある。 降灰予報（こうはいよほう） 噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表する。活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や、噴火直後には風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。 GNSS GNSS（Global Navigation Satellite Systems）とは、GPS をはじめとする衛星測位システム全般を示す呼称。他の GNSS 観測装置と組み合わせるこ

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	<u>○警戒区域</u> 災害によって身体などが被る危険を防ぐために、災害対策基本法第 63 条第 1 項に基づいて、市町村長が設定する区域をいう。区域内への立ち入りが制限・禁止され、許可なく区域内にとどまる者には退去が強制される。許可なく警戒区域に侵入した場合は、法律により罰せられる場合がある。 <u>○立入規制</u> 災害対策基本法第 63 条に基づき市町村長が設定した警戒区域への立入を規制するもの。その他に道路管理者による道路法第 46 条に基づく通行規制、県公安委員会による災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制及び法令に基づかない任意の規制も含む。 <u>○土砂災害防止法に基づく緊急調査</u> 土砂災害防止法において、降灰後土石流による災害が急迫している場合は、国土交通省が緊急調査を実施し、その結果に基づき、被害が予想される区域・時期の情報（土砂災害緊急 情報・随時情報）を、県知事・市町村長へ通知することにより、一般に周知すること になっている。緊急調査は、降灰後土石流による災害が急迫した状況になくなるまで、継続的に調査を実施する。	とで火山周辺の地殻の変形を検出することができる。また、地殻の動きを継続的に観測することで、地下深部のマグマ溜まりの膨張や収縮を知り、噴火の前兆等の火山活動の推移を予想（評価）するための重要な手段となっている。 す水蒸気噴火 マグマから伝わった熱などにより地下水が加熱され生じた過熱水または水蒸気によっておこる噴火。 せ全国瞬時警報システム（Jアラート） 対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市町村防災行政無線等を自動起動させることにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムで、火山に関する情報として「噴火警報（居住地域）」「噴火速報」「噴火警報（火口周辺）」「噴火予報」がある。 と土石流（降灰後） 液体の水と土砂が一体となって流れ下るもの。火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。 はハザードマップ ある災害に対する危険な地区が記されている地図。火山噴火、地すべり、山崩れ、洪水、土石流、なだれなどの現象に対してそれぞれ作成される。 ふ噴火警戒レベル 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等がとる「防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標。気象庁が噴火警報、予報でレベルの切り替えをお知らせする。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
		噴火警報・予報 噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を、気象庁が明示して発表する。 噴火速報 噴火の発生事実を気象庁が迅速に発表する情報。登山中の方や周辺の居住者に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、気象庁が発生時刻や噴煙高度等をお知らせする情報。 噴火 地下から火山灰、溶岩など固形物が火口から出る現象。気象庁は、緊急の場合、有色噴煙が認められれば噴火と判断する。また、有色噴煙が確認できない場合にも、現地調査で火口外に火山灰等の噴出物が確認できれば、噴火があったとする。 噴気 固形物を含まない火山ガスや水蒸気等白色のものが噴出している状態。有色の場合、噴煙ともよばれるが、両者の厳密な区別は難しい。気象庁は、緊急の場合、白色のものであれば噴気と判断する。 噴石 噴火に伴って火口から噴出する石は、その大きさや形状等により「火山岩塊」、「火山礫（れき）」、「火山弾」等に区分される。気象庁では、防災情報として住民等に伝える際には、これらを総称して「噴石」という用語を用いている。噴石は、時には火口から数キロメートル程度まで飛散することがあり、

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
		落下の衝撃で人が死傷したり、家屋・車・道路などが被害を受けることがある。 噴煙 火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。 ま マグマ噴火 マグマを地表に噴出させる噴火をいう。 マグマは、それに溶けていた気体成分が気泡になることで全体が軽くなり上昇し地表に噴出する。 ゆ 融雪型火山泥流 噴火に伴い火口周辺の積雪が溶けて噴出物や周囲の土砂、木などを巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく火山の遠方まで達するため、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。 よ 溶岩流 マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。 溶岩ドーム 粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となったものをいう。

御嶽山火山防災計画 新旧対照表

平成 31 年 2 月 13 日御嶽山火山防災協議会

項	旧（現 行）	新（改 正 案）
	(新規)	改定履歴 平成 28 年 3 月 29 日 御嶽山火山防災計画を策定 平成 31 年 2 月 13 日 計画名称を変更 4. (1) で異常現象等の報告を受けた際の対応を追加（充実） 8. (4) で避難促進施設に関する記述を追加 9. で災害対策基本法に基づく警戒区域に関する記述を追加 10. で救助・救護に関する記述を追加 等